

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年12月20日

【事業年度】 第13期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社ブレイド

【英訳名】 PLAID, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員CEO 倉橋 健太

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号 G I N Z A S I X 10階

【電話番号】 03-4405-7597(代表)

【事務連絡者氏名】 VP of Finance 高橋 雄佑

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号 G I N Z A S I X 10階

【電話番号】 03-4405-7597(代表)

【事務連絡者氏名】 VP of Finance 高橋 雄佑

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	-	5,444,810	7,295,234	8,633,638	10,992,713
経常利益又は経常損失 (千円)	-	105,786	983,503	938,343	184,413
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	-	106,650	930,777	2,108,610	320,732
包括利益 (千円)	-	105,052	981,451	2,128,430	163,648
純資産額 (千円)	-	4,953,459	4,070,140	2,748,833	3,203,004
総資産額 (千円)	-	6,983,950	7,091,301	6,219,394	7,299,930
1株当たり純資産額 (円)	-	128.30	104.98	65.89	77.54
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	-	2.86	24.30	53.92	8.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	7.85
自己資本比率 (%)	-	69.6	57.2	41.7	43.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	11.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	114.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	410,902	809,233	325,088	900,478
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,330,001	135,108	89,033	49,686
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,999,518	1,012,801	905	66,773
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	4,172,117	4,240,577	3,827,359	4,744,925
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	-	262 (36)	337 (48)	397 (50)	449 (55)

- (注) 1. 第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
3. 第10期、第11期及び第12期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載していません。
4. 第10期、第11期及び第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期及び第12期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	4,007,850	5,444,810	6,551,420	7,644,542	9,825,252
経常利益又は経常損失 (千円)	1,205,095	84,786	505,709	423,594	752,028
当期純利益又は当期純損失 (千円)	1,207,388	161,398	523,451	2,331,608	295,018
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	961,321	2,642,620	2,690,028	2,945,895	3,091,157
発行済株式総数					
普通株式 (株)	20,000,000	37,890,900	38,606,900	39,343,617	40,630,944
A種優先株式 (株)	4,616,000	-	-	-	-
B種優先株式 (株)	6,056,000	-	-	-	-
C種優先株式 (株)	3,316,000	-	-	-	-
D種優先株式 (株)	1,420,900	-	-	-	-
純資産額 (千円)	1,604,094	4,809,065	4,411,163	2,605,556	3,127,585
総資産額 (千円)	3,068,993	6,584,287	7,133,560	5,479,888	6,749,493
1株当たり純資産額 (円)	78.17	126.86	114.11	66.05	77.05
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり 中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期損 失 (円)	34.24	4.33	13.67	59.63	7.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	7.22
自己資本比率 (%)	52.3	73.0	61.8	47.4	46.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	10.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	125.0
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,012,751	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	167,437	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,897,450	-	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,091,698	-	-	-	-
従業員数 (人)	190	217	267	296	334
(外、平均臨時 雇用者数)	(24)	(31)	(42)	(43)	(42)
株主総利回り (%)	-	-	18.2	24.6	31.2
(比較指標：配当込み TOPIX)	(-)	(-)	(113.5)	(120.5)	(140.5)
最高株価 (円)	-	4,950	3,085	1,030	1,156
最低株価 (円)	-	2,206	371	533	566

- (注) 1. 第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。また、第10期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益の記載を省略しております。
2. 第9期の1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
3. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向についてはそれぞれ記載しておりません。
4. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期から第13期のキャッシュ・フローに係る各項目の記載を省略しております。
5. 第9期、第11期及び第12期は、サービス機能強化のための人件費の増加等に伴い、また第10期については上場関連費用の発生等に伴い、経常損失、当期純損失となりました。
6. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第9期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第10期、第11期及び第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第10期、第11期及び第12期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
10. 当社株式は2020年12月17日に東京証券取引所マザーズに株式を上場しましたので、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第11期以降を記載しております。
11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価であり、2022年4月4日以降は同取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2020年12月17日をもって同取引所に上場しましたので、それ以前の株価は記載しておりません。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期及び第12期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2011年10月	東京都渋谷区に、ECに関するコンサルティングやアプリ開発を主な事業目的として当社設立(資本金10,000千円)
2013年11月	EC特化型メディア「Shopping Tribe(ショッピングトライブ)」のサービスを開始
2014年7月	ウェブ接客サービス「KARTE(カルテ)」のコンセプトを発表
2014年8月	本社を東京都渋谷区に移転
2015年3月	ウェブ接客プラットフォーム「KARTE(for Web)」の提供開始
2015年10月	本社を東京都品川区に移転
2016年3月	メールやチャット等を用いてメッセージを配信する事により、サイト外のお客様への接客を可能にする「KARTE Talk」の提供開始
2018年3月	スマートフォンアプリに対応した「KARTE for App」の提供開始 CX(顧客体験)に特化したメディア「XD」を開始
2018年4月	「KARTE」において、「ウェブ接客プラットフォーム」から「CXプラットフォーム」へとコンセプトを変更
2018年7月	本社を東京都中央区に移転
2018年12月	分断されているデータベースを統合しワンストップにCX(顧客体験)の向上を実現する「KARTE Datahub」の提供開始
2019年7月	「KARTE」導入支援の戦略パートナーとしてトランスコスモス株式会社との業務提携
2019年11月	Google International LLCを引受先とする第三者割当増資を実施(D種優先株式)
2020年3月	東京都が設立する「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」に参画
2020年5月	株式会社Emotion Tech(現 株式会社エモーションテック)への出資及び同社と戦略的パートナーシップを締結
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年9月	株式会社Emotion Tech(現 株式会社エモーションテック)を株式取得により子会社化
2021年10月	株式会社Right Touchを設立し、完全子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年10月	アジト株式会社を株式取得及び第三者割当増資引受により子会社化
2023年10月	株式会社CODATUMを設立し、完全子会社化

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社グループは「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げ、世の中に溢れるデータをあらゆる生活者(注1)にとって価値のあるものとして還元し、豊かな体験を流通させることを目的に、当社グループの提供するCX(注2)(顧客体験)プラットフォーム「KARTE」をウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する事業者に向け、クラウド方式(注3)で提供しております。

ネットショッピングはもちろんのこと、旅行や金融、人材、不動産、学習、行政など、官民間問わず様々なサービスがインターネットを介して提供されるようになった今、ウェブサイトやスマートフォンアプリに生活者が求めることは、「自宅にいながら買い物できる」「予約ができる」と言った単なる利便性だけではなく、自分の興味や状況に合わせた最適な提案が受けられる良質なコミュニケーションやその先の体験へとシフトしていると当社グループは考えております。

DX(デジタル・トランスフォーメーション、注4)やデジタル投資、オンラインの顧客体験向上に取り組む企業が増える一方、企業がそれを実現するには、データを蓄積し、統合し、分析し、顧客の状態を理解し、それらに基づいてメールやウェブサイト、スマートフォンアプリ上で顧客とコミュニケーションする、あるいはメールやウェブサイト、スマートフォンアプリをそれぞれの顧客に合わせてパーソナライズ(注5)する仕組みや社内体制を構築する必要があり、この取り組みは企業にとって複雑で難易度の高いものとなっているのが現状です。

事業者は「KARTE」を活用することにより、様々なデータを、ユーザー単位で整理・解析し、オンラインの顧客を、PV(注6)やUU(注7)といった塊の「数字」として認識するだけでなく、一人ひとりの「人」として認識・理解しやすくなると当社グループは考えております。その上で、事業者は、ウェブサイト、スマートフォンアプリを顧客や顧客セグメント(注8)に合わせてパーソナライズしたり、メールやLINE、チャットを通じてコミュニケーションしたり、また、それらのコミュニケーションやパーソナライズ結果の検証を行うことなどができます。

当社グループは、データによる顧客理解からパーソナライズした多様なコミュニケーション施策までを、一気通貫で行うことのできるプラットフォームを提供し、「KARTE」を導入するすべての事業者と共に、データを通じた生活者の顧客体験の向上を実現してまいります。

- (注1) 世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、当社グループの直接の取引先である法人等を「事業者」又は「企業」、事業者が商品・サービスを提供する相手を「顧客」又は「ユーザー」と表記しております。
- (注2) Customer Experience(カスタマーエクスペリエンス)の略語であり、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
- (注3) クラウドコンピューティングの略語であり、ソフトウェア等のシステムをインターネットを経由してサービス提供することを前提とした仕組みの総称であります。
- (注4) Digital Transformationの略語であり、新しいデジタル技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル等を、より付加価値の高いものへと変貌させ、利益や生産性の向上を図ることをいいます。
- (注5) ウェブサイトやスマートフォンアプリ、メールやLINE、チャットなどを顧客ごとに改変することをいいます。
- (注6) Page View(ページビュー)の略語であり、ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標の一つです。
- (注7) Unique User(ユニークユーザー)の略語であり、特定の集計期間内にウェブサイト又はスマートフォンアプリに訪問したユーザーの数を表す数値です。
- (注8) 一定の条件に基づき抽出された顧客のまとまりを表す言葉です。

(2) サービス概要

当社グループはCX(顧客体験)プラットフォーム「KARTE」の開発を行い事業者に対して提供しております。「KARTE」は、事業者が運営するウェブサイトやスマートフォンアプリに組み込むことにより、事業者が「KARTE」上でそれらのウェブサイトやスマートフォンアプリを訪れるユーザーのウェブサイトやスマートフォンアプリでの行動のデータを収集・解析し、ユーザー単位でデータを整理・可視化し、それらに基づいてウェブサイトやスマートフォンアプリ、メールやLINE、チャットでのコミュニケーションをユーザー又はユーザーのセグメントそれぞれにパーソナライズするための、クラウド方式で提供されるSaaS(Software as a Service)(注9)です。

(注9) サービス・プロバイダーがネットワーク経由でソフトウェアを提供し、事業者側はコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービスを指します。

(3) 当社グループとして考える、「KARTE」が必要とされる理由

1. 企業におけるデジタル人材の枯渇

「KARTE」を導入、活用することで、社内エンジニアや外注先に仕事を依頼せずに、ウェブサイトやスマートフォンアプリにおけるユーザー分析や多様なマーケティング施策及び、ユーザビリティの改善を実施することが可能です。エンジニアや外注による開発を経ずに、実行や検証のサイクルを素早く回すことによるウェブサイトやスマートフォンアプリの差別化などを目的として、「KARTE」を活用する企業が増えています。

2. 統合された顧客体験の提供

店舗に加えてウェブサイトやスマートフォンアプリ、メールやLINEなど、顧客接点が増えるに従い、企業はメール配信ツールや分析ツールなど様々なサービスを導入した結果、顧客に関わるデータが企業内で分散・サイロ化し、顧客体験を分断してしまう弊害が生まれています。「KARTE」では、店舗などオフラインのデータを含む多種多様なデータの収集・蓄積からパーソナライズした施策の実施までを一気通貫して行うことが可能なので、より良い顧客体験に繋がるコミュニケーションが実現します。

3. 幅広い部署・部門で利用が可能

デジタルマーケティング部やCX戦略部等はもちろんのこと、カスタマーサポートや新規事業開発など、企業内の幅広い部門で「KARTE」を活用することが可能です。活用のノウハウや成功事例を社内外で発信・共有する場も多く、「KARTE」を媒介とした社員同士や企業間の繋がりが生まれています。

4. 事業シナジーの創出

多様な事業、サービスを展開する企業が「KARTE」を導入することで、グループ企業共通の顧客及びマーケティング基盤を構築することが可能です。グループ全体の膨大な顧客接点を統合して顧客の解像度を上げ、新たなニーズを発見して新規事業を生み出すといった、中長期の経営計画やDX(デジタル・トランスフォーメーション)戦略の一環として、「KARTE」が採用されています。

5. 「KARTE」が企業の環境変化に寄り添いアップデートし続けるSaaSであること

当社グループは「KARTE」の核となるリアルタイムのデータ解析基盤はもちろんのこと、大部分の開発を自社のエンジニアが行っており、毎日のようにサービスが改善されたり、新機能が追加されています。「KARTE」を利用する企業は、オプションとして提供される以外の機能はすべて月額料金の中で利用することができ、高い技術力を用いたサービスの進化を享受し続けることが可能です。

6. 「人」の良さを活かすというプロダクトコンセプトへの共感

人は数字よりも人を直接見ることで、何かを考えたり、新しい発想をすることに長けていると当社グループでは考えており、事業に携わる人自身に備わる発想や創造力を発揮できる環境を作ることこそが、企業の競争力の源泉になると確信し、「KARTE」を開発しています。デジタル化がもたらす効率化や定量化、自動化といった技術の恩恵は取り入れつつも目的とせず、人の能力を拡張することを主眼におき、人が介在することの価値を高めることを目指した「KARTE」のプロダクトコンセプトが、多くの企業に受け入れられています。

また、当社グループサービスの料金体系は、以下のとおりです。

「KARTE(for Web)」(注10)、「KARTE for App」及びその他のオプションのサービス契約期間は原則単年(12ヶ月)

契約であり、料金体系としては、毎月一定のプロダクト利用料をいただく月額課金型(サブスクリプションモデル)を採用しております。「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」は原則として事業者のサービス(ウェブサイト等)のMAU数(注11)に応じて料金が決定されます。「KARTE Datahub」については「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」のオプション商品の位置付けとなり、事業者のサービス(ウェブサイト等)のMAU数及びレコード総数(注12)に応じて料金が決定されます。

- (注10) SaaS事業分野のサービスの総称である「KARTE」と同名称のため、ウェブサイト向けのサービスについては、わかりやすくするために(for web)を付記しております。
- (注11) Monthly Active Users(マンスリーアクティブユーザズ)の略語であります。ウェブサイトやネットサービス、スマートフォンアプリなどで、ある一ヶ月の間に一回でも利用や活動のあった利用者の数の合計を指します。
- (注12) データファイルの行数の総計を指します。

当社グループは、SaaS (Software as a Service) 事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、事業分野別に記載しております。当社グループの事業分野は SaaS事業、 その他周辺事業となり、SaaS事業分野のサービスは、a. KARTE(for Web)、b. KARTE for App、c. その他のオプションで構成されます。

(4) 当社グループの主な事業分野別の内容

SaaS事業

a . KARTE(for Web)

「KARTE(for Web)」は、ウェブサイト向けに提供している「KARTE」であります。主な特徴は以下のとおりです。

ア．顧客一人ひとりを可視化

ウェブサイト等に来訪する顧客の行動データを顧客ごとに蓄積します。一人ひとりのウェブサイト等における顧客行動を把握することにより、事業者が顧客の状態やニーズを直感的に理解し、より良い体験を得られるような様々な施策を実行・検証することが可能になります。

イ．リアルタイム解析基盤

過去のデータではなく、「会員登録の途中で迷っている」「特定の商品で長時間悩んでいる」など、ウェブサイトに来訪する顧客の「今」を解析することが可能であり、顧客の購入意向の高まりなどを見逃すことなく、適切にコミュニケーションすることができます。

ウ．ワンストップで施策実行

顧客分析やメール配信、ウェブチャットやSMS(注13)など様々なマーケティングツールがありますが、「KARTE」は「顧客分析」と「施策制作・配信・自動化」を同サービス上でまとめて実行することができます。ツールやデータを社内で分散・分断させることなく、一元化することが可能です。さらに、PDCAを通じた分析や施策アクションは、ナレッジとしてKARTEに蓄積していきます。また、顧客分析、企画、デザイナーへの依頼、エンジニアへの依頼など、複数部署に依頼をして、数週間要していたようなサイト上のマーケティング施策の実行が「KARTE」担当者1名でも可能になるので、デジタル人材の不足に悩む企業にも活用されています。

具体的には、行動によるセグメンテーションから、ユーザーをリアルタイムに可視化することで、施策制作・配信を行い、データを収集するというPDCAを通じたナレッジの蓄積を行うことができます。

- (注13) Short Message Service(ショートメッセージサービス)の略語であります。一般的に、携帯電話番号だけで手軽にメッセージが送られるサービスのことを指します。

b . KARTE for App

「KARTE(for Web)」とほぼ同じ機能をスマートフォンアプリ上で実現するサービスであり、iOS、Androidのスマートフォンアプリ向けのSDK(注14)であります。

「KARTE for App」を導入することで、事業者はスマートフォンアプリを利用する顧客の行動をリアルタイムに解析し、「アプリインストール直後のユーザー」や「ロイヤルカスタマー(注15)」など、個々の顧客を柔軟な条件を元にグループ化してプッシュ通知やアプリ内メッセージを配信できるようになります。

また、現代の消費者行動として同一サービスのウェブサイトとスマートフォンアプリを行き来しながら情報取得や購買行動を行うことが一般的になりつつあります。なお、「KARTE for App」とあわせて「KARTE(for Web)」を導入している事業者は、共通の「KARTE」管理画面からウェブサイトとスマートフォンアプリ双方を使う顧客の行動を一覧で可視化・解析することも可能であります。さらに、メールやSMS、ウェブチャット、LINEなど、様々な顧客接点を統合したコミュニケーションを作り、届けることが可能になります。

(注14) Software Development Kit(ソフトウェア開発キット)の略語であります。特定のソフトウェアを開発するために必要となるプログラムやツール等をひとまとめたパッケージのことを指します。

(注15) ある商品又はサービスに対しての忠誠心が高い顧客を指します。

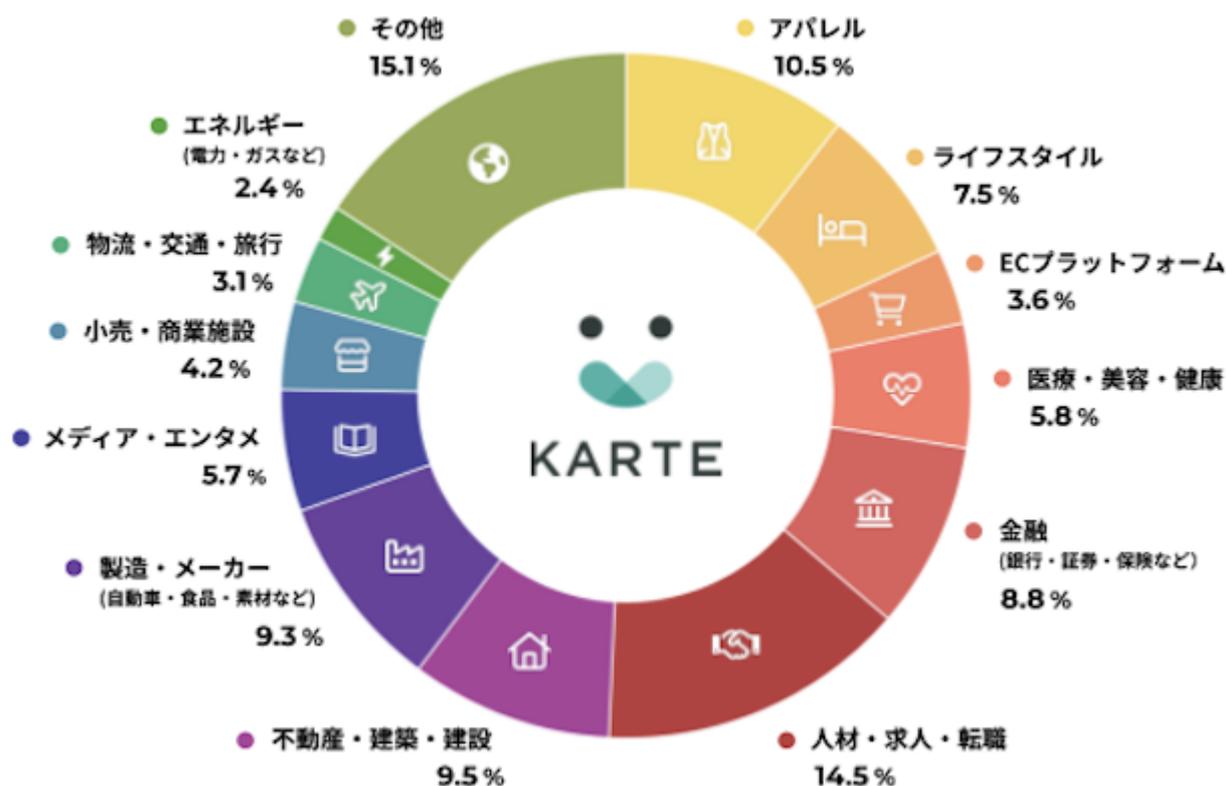
c. その他のオプション

「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」に付随して利用いただくオプションであります。主なオプションは、「KARTE Datahub」であります。

「KARTE Datahub」は様々なデータを用いて事業者が顧客理解をさらに深め、より良い体験を顧客に提供することの実現を目指しております。具体的には、事業者は「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」で蓄積した顧客の体験データを自社の顧客データベースなどと統合・分析したり、外部CRM(注16)ツールへ連携して、チャンネルを横断したマーケティング活動全体での顧客体験の設計を行うことが可能となります。上記(3)2.において記載した顧客に関わるデータが企業内で分散・サイロ化し、顧客体験を分断してしまう弊害に悩む事業者の課題を解決することにも繋がると考えております。

システムの統合やデータ環境の構築、ツール導入・活用のコンサルティングを行うパートナー企業が「KARTE Datahub」を扱うことで「KARTE(for Web)」や「KARTE for App」と合わせて「KARTE」をパートナー企業が持つソリューション全体像の中心部分として活用する可能性が広がるものと認識しております。

「KARTE」を利用しているウェブサイト及びスマートフォンアプリにおける業界別割合(注17)は下図のとおりです。サービス開始当初より導入されているアパレル、美容・健康などの各種EC事業者にとどまらず、金融、人材サービス、不動産、メーカー、メディア・エンタメ、小売や商業施設の運営事業者にまで導入が広がっており、特定の業界を問わない幅広い事業者にご利用されています。



(注16) Customer Relationship Management(カスタマーリレーションシップマネジメント)の略語であり、一般的に「顧客関係管理」の意とされます。顧客の情報を一元管理することで、顧客と密接でより良い関係を構築し、顧客の満足度を上げるための活動を指します。

(注17) 2024年9月末時点における、各業界の導入ウェブサイト及びスマートフォンアプリ数の合計をすべての導入ウェブサイト及びスマートフォンアプリ数の合計で除して算出しております。

2015年3月に正式リリースして以来、SaaS事業における各サービスは継続的に成長し、2024年9月期第4四半期会計期間におけるARR(注18)は、10,085,915千円、サブスクリプション売上高(注19)は、2,463,672千円に達しており、サブスクリプション売上高比率(注20)は84.1%となっております。また、単体顧客社数(注21)は、2024年9月期第4四半期会計期間末では659社、単体顧客単価(注22)は、1,127千円となっております。なお、各指標の過去推移は下表のとおりであります。

各指標の推移

	2022年9月期 第1四半期	2022年9月期 第2四半期	2022年9月期 第3四半期	2022年9月期 第4四半期
ARR(千円)	6,377,440	6,637,596	6,463,285	6,638,342
サブスクリプション 売上高(千円)	1,578,629	1,627,292	1,625,654	1,641,650
サブスクリプション 売上高比率(%)	89.7	87.7	90.2	87.5
単体顧客社数(社)	550	559	550	585
単体顧客単価(千円)	923	945	923	890

	2023年9月期 第1四半期	2023年9月期 第2四半期	2023年9月期 第3四半期	2023年9月期 第4四半期
ARR(千円)	6,858,051	7,293,256	7,603,077	8,035,156
サブスクリプション 売上高(千円)	1,686,694	1,800,045	1,879,886	1,968,720
サブスクリプション 売上高比率(%)	86.4	83.8	85.0	84.8
単体顧客社数(社)	614	616	620	638
単体顧客単価(千円)	872	902	933	949

	2024年9月期 第1四半期	2024年9月期 第2四半期	2024年9月期 第3四半期	2024年9月期 第4四半期
ARR(千円)	8,402,540	8,887,342	9,508,259	10,085,915
サブスクリプション 売上高(千円)	2,066,388	2,173,878	2,337,090	2,463,672
サブスクリプション 売上高比率(%)	81.6	79.5	83.5	84.1
単体顧客社数(社)	645	659	649	659
単体顧客単価(千円)	977	1,005	1,084	1,127

(注18) Annual Recurring Revenue(アニュアルリカーリングレベニュー)の略語であり、各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍することにより算出しております。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。

(注19) 売上高のうち、経常的に得られる「KARTE」の利用料の合計額を指します。

(注20) 売上高に占める、サブスクリプション売上高の割合を指します。

(注21) 各期末時点のプロダクト導入顧客社数の合計を指します。

(注22) 各期末時点の月次サブスクリプション売上高を顧客社数で除して算出しております。

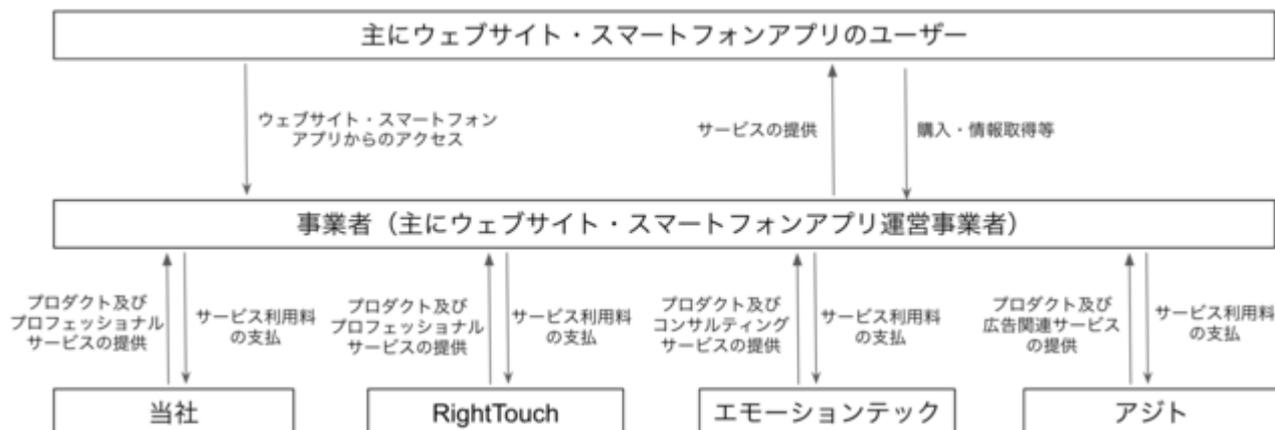
その他周辺事業

当社グループ事業で重要視しているCX(顧客体験)という考え方をより広く伝え、世の中の共感を増やしていく目的から「XD(クロスディー)」というメディア運営を通じてインターネット上で情報の提供をしております。

「XD」はCXをテーマに、様々なサービスと消費者の間に生まれる「体験(Experience)」にフォーカスしたビジネスメディアであり、「世の中のあらゆる体験を魅力的に」をコンセプトに、企業が消費者に提供する体験をよりよくするためのヒントとなる情報を、様々な観点からお届けしており、CX(顧客体験)の考え方を広めることに寄与していると考えております。また、オフラインの大規模イベント「CX DIVE」を開催し、CXを考え、広げていくコミュニティとしての活動を行っております。

[事業系統図]

当社グループの事業を事業系統図によって示すと以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エモーションテック	東京都 港区	100,000	CX(顧客体験)マネジメントクラウド「EmotionTech CX」、EX(従業員体験)マネジメントクラウド「EmotionTech EX」の開発・運営	62.9	役員の兼任 従業員の出向
株式会社RightTouch	東京都 港区	100,000	カスタマーサポートプラットフォーム「RightSupport by KARTE」の開発、提供	100.0	従業員の出向
アジト株式会社	東京都 千代田区	22,303	マーケティングテクノロジーの企画・開発・運営	66.7	役員の兼任 資金の貸付
株式会社CODATUM	東京都 中央区	5,000	デベロッパー向けデータ分析プロダクトの提供	100.0	役員の兼任 資金の貸付

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。
なお、部門別の従業員数は次のとおりであります。

2024年9月30日現在

部門の名称	従業員数(人)
プロダクト	145(9)
ビジネス	272(26)
管理	32(19)
合計	449(55)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数が当連結会計年度中に52名増加しましたのは、業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
334(42)	35.1	2.8	9,551

当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

部門の名称	従業員数(人)
プロダクト	100(8)
ビジネス	210(17)
管理	24(16)
合計	334(42)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 1, 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 3			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
-	-	66.5	71.2	95.5	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき公表する情報として選択していないため、記載を省略しております。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
4. パート・有期労働者の賃金は、正社員の所定労働時間(1日8時間)を参考に算出しています。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、ミッションとして「データによって人の価値を最大化する」を掲げております。当社は、インターネットで欠如しているユーザーデータを蓄積するミドルウェアのような存在となり、人の価値を最大化するためのサービスを提供していくことに注力しております。

また、ビジネスミッションとして「個客中心のサービス体験をあたりまえに」を掲げております。

この背景として、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上に今いるユーザーが、手に取るように見えたとしたらもっと面白くて有益なサービス体験が提供できるはずであると考えており、当社は「インターネットでは人は見えない」というあたりまえを壊したいと考えております。

インターネットの良さを最大限に生かし、インターネットをリアル化することで、当社はインターネットにおいて「人」を徹底的に可視化し、あらゆる顧客接点をデータにより個客中心の体験へと簡単にアップデートしていく、そんな次代のあたりまえを実現するためチャレンジしていくという想いをこのミッションに込めております。

(2) 経営戦略等

ミッションである「データによって人の価値を最大化する」の実現のため、当社グループはSaaS事業として「KARTE」を提供し、官民間問わずオンラインに顧客接点を持つあらゆるサービスの運営事業者と事業上の関係性を構築し、運営事業者における複数の部署で横断的に「KARTE」が利活用されることを目指します。同時に、導入先のウェブサイトやスマートフォンアプリを通じて「KARTE」に集積される、膨大なユーザーの行動データを、機械学習技術等を用いて分析・モデル化することを通じて、次代のデジタルトランスフォーメーションを可能にするプラットフォームを構築することを目指しています。当該戦略の実現のため、「KARTE」のさらなる機能強化、営業戦略を通じた顧客基盤の拡大、事業連携等の戦略的パートナーシップの構築に注力しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは「KARTE」をサブスクリプションモデルで提供しているため、毎月経常的に得られる「KARTE」の月額利用料の積み上がり状況の指標であるARRの拡大を経営上の目標としております。その達成状況を判断する上で、サブスクリプション売上高、サブスクリプション売上高比率、導入企業数を重要な指標としております。サブスクリプション売上高は毎月経常的に得られる「KARTE」の月額利用料の合計額であり、経営上の目標の達成状況を把握するものです。サブスクリプション売上高比率は、当社グループ全体の売上高のうち、毎月経常的に得られる売上高の比率であり、当社グループ売上高の安定性を表します。ARRを高めていくためには導入企業数を増やしていくことが重要と考えております。

(4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの事業はデジタル・マーケティング・サービスが主な関連市場となっております。

当社グループの提供する「KARTE」は、大企業を中心に、役割の異なる複数部署及び複数事業で活用される事例が増えています。また、ECのみならず人材サービスや金融、不動産や自動車など、インターネット上に顧客接点を持つ多くの業界で利用されています。

インターネット上のCX(顧客体験)の強化に関しては、昨今、企業の競争優位性確保の手段として改めて注目されており、取り組みが活発となっております。企業の提供する製品やサービスが成熟している日本などの市場において、製品やサービス自体の差別化だけではなく、CX(顧客体験)を高めることにより競争優位性を高めることを狙う企業も増えていると考えております。

しかしながら、国内デジタル・マーケティング・サービス市場は、事業環境の変化が早く、それによりクライアント企業のニーズが絶えず変化しております。当社は直面する課題に対処するだけでなく、今後さらなる飛躍するために、以下の取り組みを行ってまいります。

提供するプロダクト、サービスの向上

当社グループの顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化しております。当社グループは、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、既存プロダクト、サービスのさらなる付加価値向上を図ることが欠かせないものと認識しております。そのため、当社グループは、プロダクト、サービスの機能追加・改善を継続的に実施し、顧客価値の向上に努めてまいります。

プロダクト、サービスの認知度向上

当社グループが成長を維持していくためには、当社グループのプロダクト、サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従前より、積極的なマーケティング活動やパートナー企業との提携等の認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

プロダクト、サービスに対する顧客の価値実感の向上

優れたプロダクトやサービスを顧客に提供するだけで、顧客がその価値を実感できるとは限りません。当社グループのプロダクトやサービス、特に「KARTE」は、顧客企業が積極的に活用して、その先にいるユーザーのCXを高めることで初めて価値を生み出します。そのためには、単にプロダクトやサービスを顧客に提供するだけでなく、顧客が「KARTE」などの我々のプロダクトやサービスを活用できる状態にしていくことが、顧客企業にとっても、我々にとっても、そして顧客企業の先にいるユーザーにとっても大切です。

それを実現していくために、我々はカスタマーサポートなどの有償・無償の顧客支援を提供していくことが大切であり、そのための人的資源に投資していく方針です。

組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの付加価値向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより成長を継続していくため、多様なバックグラウンドの優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備・強化していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備を継続的に実施してまいります。

経営基盤の強化

事業の拡大に伴う人材増強及び経営基盤の強化が欠かせないと認識しております。継続して人材の確保・育成・活用を行うと同時に、マネジメント力の強化や財務健全性の確保等の収益力を支える経営基盤の強化を図り、勢いのある成長を目指していきます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、Purpose「PLAY&AID」、Mission「データによって人の価値を最大化する」のもとに、人にフォーカスし、人々の生活をより豊かなものにするを創業以来目指してきました。

私たちが事業やプロダクト開発の主眼に置く「人の価値」とは、人の発想や直感であったり、創造力（＝クリエイティビティ）といった、子供から大人まで、人種や国籍、性別など問わず誰にも備わる能力のことです。私たちはデータとテクノロジーを使ってそこに作用し、世の中や社会に対して人から生まれる価値の総量を、今より圧倒的に増やそうとしています。

私たちが提供するCXプラットフォーム「KARTE」は、データの解析、可視化、アクションを通じた個別最適なコミュニケーションを実現することで、ユーザーへのサービス価値の最大化、業務や人員の最適化、業務効率の向上を可能にし、結果としてあらゆる産業においてユーザーの利便性を向上することができます。この人を軸とした好循環のサイクルは繰り返され、あらゆる産業でサービスを生み出す「人」の能力が引き出され、世界中の創造性と生産性を向上し、持続可能な社会の実現に貢献できると信じています。

1. ガバナンス

当社は、健全性を維持しながら企業価値を継続的に向上させるために、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、当社を中心とした当社グループにおいて内部統制システムに関する基本方針を定め、必要な体制の整備を図っています。今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していきます。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

2. 戦略

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

あらゆる人が自分らしく生き、ポテンシャルを発揮して活躍できる社会を目指す「Diversity & Inclusion」の考え方は、「人の発想や創造力を生かす」という当社のプロダクト開発思想と通じています。多様な人々が生きるこの社会において、「個」の力を発揮できるプロダクト提供を通じ、より豊かな社会の実現に向けて企業活動を進めています。

当社従業員と組織づくりもプロダクト思想と同様、個の力を信じ、互いの価値観を尊重する風土の醸成に努めています。

(1) フラットで透明性の高いコミュニケーションに基づく挑戦機会の創出

当社では売上や経営上の重点指標など可能な限り透明性高く社員に情報を公開し、戦略やプロダクトの方向性など、意思決定前の重要な議論に社員の誰もが参加できる組織文化を形成しています。「挑戦しない方がリスク」という考えのもと、様々な取り組みやプロジェクトを小さく素早く実行して価値検証できるよう、一定のモニタリング体制のもと、承認プロセスを可能な限り排除した縦に短く横に長い組織となっています。

(2) 従業員の成長支援

a. 充実した学習機会

当社では、新たに入社する全従業員を対象に個人情報保護やセキュリティ、事業や組織に関する研修を行っており、オンボーディングや採用後の成長支援を目的とした様々な研修を実施しています。他にも、当社エンジニアが講師となるSQL講座の開催や自社プロダクト理解を深めるコンテンツ配信など、一人ひとりが高いパフォーマンスを発揮する為の学習機会を数多くを設けています。

b. マネジメントスキル向上研修

企業風土の醸成や、業績向上に向けた拡張性ある組織づくりの為には、マネージャー層の育成や成長支援

が重要であると考えており、チームメンバーやプロジェクトメンバーと日々接するミドルマネジメント層を対象に1on1スキル向上や組織マネジメントスキルの開発研修を実施しています。

(3) 個々の働きやすさを追求した独自の福利厚生

従業員の高いパフォーマンス発揮に向けて、働く環境及び働き方におけるフレキシビリティを高めることにも努めております。コロナ禍以前よりリモートワーク制度を導入している他、「PLAY-AID Holiday」という独自の休暇制度により、雇用期間に関わらず十分な休暇日数を付与し、出産・育児・介護・療養などを含め、従業員が自分や家族のために休みやすい環境を整えています。また、使い道を限定しない経費を予め社員に付与する「PLAY-AID Allowance」という独自制度を導入し、少額の経費精算など業務における非効率を可能な限り減らしています。

3. リスク管理

当社グループでは、リスク管理委員会において各種リスク管理の方針等について審議等を行い、管理部門を中心としてリスクの評価及び対応を実施するとともに、案件に応じて、取締役会に報告等を行う仕組みを構築しています。リスク管理の詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

4. 指標及び目標

上記の取組に関する指標をウェブサイト上で公開しております。各指標に対する目標は定めておりませんが、今後も各取組の継続や見直しを通じて、持続可能な社会の発展への貢献と、企業価値の向上を目指してまいります。

日本語 : <https://plaid.co.jp/esg/data/>

英語 : <https://plaid.co.jp/en/esg/data/>

3 【事業等のリスク】

以下には、当社グループが事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。また当社グループがコントロールできない外部要因や必ずしもリスク要因に該当しない事項についても記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、リスク回避あるいは発生時に迅速に対応する所存ですが、当社グループの経営状況、将来の事業についての判断及び当社株式に対する投資判断は、本項記載内容を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

(1) 事業環境に関するリスク

CX(顧客体験)及びデジタルマーケティングの市場について

当社グループは、インターネット業界においてクラウドサービスを提供しているところ、当社グループの売上高は主としてSaaS事業による収益であるため、当該事業に依存しております。当社グループの提供する「KARTE」の各サービスは、顧客の行動をリアルタイムに解析して一人ひとりを可視化し、個々の顧客にあわせてサイト内でのデジタルマーケティングを可能とするものであるため、当社グループのサービスが日本をはじめとするCX(顧客体験)及びデジタルマーケティングの市場において受け入れられることが当社グループの今後の成長にとって必要となります。現在は顧客である企業のお客様に対するダイレクトマーケティングニーズ(注1)の上昇を源泉として事業を拡大しておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向、CX(顧客体験)に関するサービスの認知度が向上しないこと、顧客の嗜好変化等の理由により、市場の成長及び需要が当社グループの見込みより下回った場合や、当社グループがターゲットとする市場の規模が当社グループの見込みより小さかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、CX(顧客体験)及びデジタルマーケティングの市場の動向について情報収集を継続的に実施します。また、事業の拡大と積極的なマーケティング活動を通じてCX(顧客体験)やデジタルマーケティングに関するサービスの認知度向上に努めてまいります。

(注1) 外部の流通チャネルを介さずにターゲットの消費者との直接のコミュニケーションを図ることを指します。

当社グループの属する市場における競争及び「KARTE」ブランドの確立と維持について

当社グループの提供するサービスである「KARTE」のように、顧客の行動をリアルタイムに解析して一人ひとりを可視化し、個々の顧客がよりよい体験を得られるような施策を提供することができるCXソフトウェア市場は、日本では比較的新しい市場であり、今後競争が激化することが予想されます。今後、従前よりマーケティングツールを提供している企業により類似したサービスが開発され、それらが安価で又は無料で提供される等競合環境が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループは、既存サービスのさらなる機能強化や新たな機能開発等により、顧客に対し新たな価値を提供するとともに、権利保全のための特許の取得等を通じて当社の付加価値を高めていく方針です。

また、当社グループは、CXソフトウェア市場において信頼される「KARTE」ブランドを確立し、これを維持することが、既存取引先の維持や新規取引先の獲得に不可欠であると考えています。当社グループは「KARTE」ブランドの確立及び維持のために様々な施策を行っておりますが、今後の競争環境の激化その他の要因により「KARTE」ブランドの確立及び維持を想定どおりに出来ない場合には、当社グループの成長が阻害され、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

加えて、海外市場など競合環境等の異なる新たな市場への展開を行った場合にはその成否次第で当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループは「KARTE」ブランドの確立及び維持のためにマーケティング活動をはじめとした様々な施策を行っております。また、海外市場など競合環境等の異なる新たな市場への展開を検討する場合には、綿密な市場調査の実施により事業リスク等を慎重に検討し、実行の判断を行うように努める方針です。

インターネットアクセスについて

当社グループの提供するサービスである「KARTE」は、事業者及び顧客がアクセスするインターネットの通信環境に影響を受けます。ネットワーク事業者によるサービスの内容や価格の変更等の動向によっては、事業者がインターネットを通じて「KARTE」にアクセスして利用することが制限され、また、かかる利用に関する費用が増加する場合があります。加えて、インターネットの利用者数、利用頻度、データ送信量は増加し続けているところ、当該増加によって当社グループ及び事業者が依拠するインフラとしてのインターネットに障害等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループでは、自然災害、事故、インターネットの障害等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めております。

(2) 事業に関するリスク

当社グループのサービスの競争力(取引先の支持及び技術革新)について

当社グループの提供するサービスである「KARTE」は、ウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する事業者のサービスに訪れた顧客の行動をリアルタイムに解析して一人ひとり可視化し、「顧客分析」と「施策制作・配信」を同サービス上でまとめて実行することができる点に競争力があると考えております。そのため、当社グループが今後事業者との取引を維持・拡大するためには、事業者の要望に応え、また、急速な技術革新に対応することで、当社グループの提供するサービスが市場に受け入れられることが必要となります。しかしながら、当社グループが事業者の要望に十分に定めるサービスを提供できない場合、急速な技術革新への対応が遅れた場合、当社グループのマーケティング活動が功を奏しなかった場合、取引先である事業者が利用している他社のアプリケーションやプラットフォーム等との互換性を確保できない場合等には、当社グループのサービスの競争力が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループは、事業者が効果的かつ容易に利用できるサービスを提供できるよう、新たなサービスの導入や既存サービスの強化等を引き続き注力します。具体的には、サービスの機能改善や新たな機能開発の検討において、当社グループのサービスが解約に至った理由のヒアリングや傾向分析等の結果を参考にして開発活動を行うことにより、事業者が効果的かつ容易に利用できるサービスの提供に努めております。

取引先の獲得・維持及び販売拡大について

当社グループが今後成長を持続するためには、新規取引先の獲得や既存取引先の維持、販売の拡大が必要となりますが、当社グループのコントロールの及ばないものを含む内外の要因によってこれらが達成できない可能性があります。その場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。かかる要因には、潜在取引先の発掘、人材の確保、事業計画及び経営戦略の達成状況、販売価格の水準及び改定、カスタマーサポートの充実度、「KARTE」のマーケティング活動の状況、競争環境、取引先側のマーケティングに対する方針や取組み状況、当社グループとパートナー企業を含む第三者との関係、技術革新、情報セキュリティに関する環境など様々なものが含まれます。

また、当社グループは、これまで新規取引先の獲得や既存取引先の維持及び販売の拡大にあたって、既存取引先による当社グループに対する高い評価や推薦・紹介が重要な要因になっておりましたが、既存取引先との間の契約の解消等により、かかる評価が低下した場合には、新規取引先の獲得や既存取引先の維持、販売の拡大に悪影響を与え、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応として、取引先の獲得・維持及び販売拡大に大きく影響する事業計画及び経営戦略の達成状況や営業・マーケティングの活動状況については、KPIの設定とそのモニタリング体制の強化に引き続き注力してまいります。

当社グループの価格決定モデル及びコストについて

当社グループの提供する「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」のサービス契約期間は原則単年(12ヶ月)契約であり、料金体系としては、毎月一定のプロダクト利用料をいただく月額課金型(サブスクリプションモデル)を採用しております。「KARTE(for Web)」及び「KARTE for App」は、原則として、契約締結前12ヶ月間における事業者のサービス(ウェブサイト・スマートフォンアプリ)の平均MAU数に応じて月額固定の利用料金が決定されません。

年間の利用期間中にMAU数が急激に増加する場合や当社グループの想定よりもアクション数の多いアクティブユーザーを顧客に持つ事業者との契約の場合には、月額固定の利用料金が、MAU数の増加等に伴い上昇するサーバー利用に係るコストに見合わない事態が生じ、当社グループの売上総利益率が低下する可能性があります。当社グループは、契約更新前の利用状況を踏まえて、契約更新時に利用料金の増額交渉を行っておりますが、当該交渉が不調に終わった場合には、当社グループの売上総利益率が低下する可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループの価格決定モデル、利用料金の定期的な見直し及びコストの分析の継続的な実施に努めます。

また、当社グループの現在の取引先の多くはEC事業者であります。他の業種業態の事業者が当社グループの取引先として拡大する等、事業環境の変化によって上記の価格決定モデルを改定する必要性が生じる可能性があります。当社グループがかかる改定を適時適切に行うことができない場合やかかる改定が取引先に受け入れられない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、新たなサービスの導入や既存サービスの強化等にあたっては開発に係る人件費の増加等が発生する可能性があります。当社グループが予期せぬ状況の発生により、新たなサービスの導入や既存サービスの強化等が計画どおりに進まない場合又は想定どおりに投資回収ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応として、事業及び開発の進捗や計画との差異状況を適時適切に把握の上、投資判断を行うことに努めてまいります。

不正アクセスと情報流出について

当社グループは、提供サービスである「KARTE」を通じて、取引先である事業者に関する情報や事業者が運営するウェブサイトやスマートフォンアプリに訪れる顧客の行動情報等を取り扱っております。また、当社グループは、「KARTE」を運営するにあたり、グーグル・クラウド・ジャパン合同会社の提供するGoogle Cloud Platform及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社の提供するアマゾンウェブサービスの外部クラウドサービスを利用しており、これらのサービスの提供元における情報セキュリティ対策措置にも一部依拠しております。万が一当社グループが保有する情報が流出した場合には、当社グループに対する損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループでは、クラウドサービスの提供及び利用に適用できる情報セキュリティ管理策のための指針を示した国際標準規格である「ISO/IEC 27017:2015」に基づくISMSクラウドセキュリティ認証を取得しております。また、当該認証を取得するために必要となる情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証取得もしており、情報セキュリティの確保に努めております。加えて、セキュリティインシデントの事例等を通じて、当社グループの情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、クラウドサービスの提供元における情報セキュリティ対策のモニタリングに引き続き注力してまいります。

当社グループのプラットフォームのパフォーマンス及び第三者のデータセンターについて

当社グループは、インターネット通信を介してサービスを提供しており、当社グループの持続的な成長は技術基盤を含む「KARTE」のパフォーマンスに依拠しているところ、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、アクセス数の急激な増大、ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルス、停電、利用するクラウドサービス等の外部サービスの提供の停止・故障等により、システム障害が発生する可能性があります。当社グループでは、システムの冗長化やセキュリティ対策に努めておりますが、当社グループの想定しないシステム障害が発生し、サービス提供に支障が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、当社グループが提供する主たるサービスである「KARTE」の運営にあたり、外部クラウドサーバーを利用しておりますが、安定した品質の確保や機能維持コストの観点から、当該サーバーについては、グーグル・クラウド・ジャパン合同会社の提供するGoogle Cloud Platform及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社の提供するアマゾンウェブサービスを利用して運営を行っております。しかしながら、サービスの提供元においてシステム障害が発生する場合や当社グループとサービスの提供元との間の契約が終了する場合には、「KARTE」のサービス提供に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

加えて、これらの当社グループの事業及び業績に対する影響は、当社グループが加入している保険等によっては、十分に補償されない可能性があります。当該リスクへの対応として、インターネットの障害やセキュリティインシデントに備えたサービスの冗長化、セキュリティ対策、クラウドサービスの提供元を含めた当社プラットフォームの稼働状況の常時監視等に引き続き注力してまいります。

当社グループの事業パートナーとの関係について

当社グループは、「KARTE」を提供し、CXプラットフォームを構築するため、事業連携等の戦略的なパートナーシップの構築に注力しております。例えば、当社グループは、「KARTE」の運営において利用する外部クラウドサーバーについて、グーグル・クラウド・ジャパン合同会社及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社をデータパートナーと位置づけております。加えて、Googleとは資金調達と同時に戦略的パートナーシップを結んでおり、Google Cloudの機械学習やAI(人工知能)技術の統合において、協業をしていく予定です。また、当社グループは販売の促進・拡大のため、企業間で戦略的アライアンスを含めたパートナーシップを結んでおり、当該企業をコンサルティング・ソリューションパートナー(注2)と位置づけております。かかるパートナーシップが当社グループの想定どおりにCXプラットフォームの構築に寄与しない場合やパートナーとの関係が悪化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、各パートナーシップをさらに深化させるため、相互の事業価値向上に資する実証実験にかかる取り組みや実効的なアライアンスを推進する人材の確保など、適切な機会創出とリソース配置を推進してまいります。

(注2) 当社グループと共同して販売支援活動等を行っていただくパートナー企業を指します。

知的財産権について

当社グループは、当社グループが提供するサービスに関する知的財産権を獲得、保護し、第三者の知的財産権を侵害することなく事業を行うことが重要であると考えています。

当社グループは、特許権及び商標の登録等によって当社グループの知的財産の不正使用を防止するための対策を講じていますが、当社グループの知的財産権を保護するために提起される訴訟には多額の費用を要し、また、これらの対策は不正使用を防止するために十分でない可能性があります。また、競合他社が類似の技術やサービスを開発する可能性や、当社グループが知的財産権を行使しようとした場合にその有効性を否定する旨の主張がなされる可能性もあります。当社グループが不正使用を検知若しくは防止できない場合、又は権利を行使することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように取り組んでおりますが、万が一、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害したと主張される場合には、損害賠償請求や使用差止め等の訴えを起こされる可能性があります。かかる場合には、解決までに多くの時間や費用を要し、侵害されたと主張される知的財産権が組み込まれたサービスの提供を中止せざるを得ない等、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

加えて、当社グループの提供する「KARTE」の各サービスは、オープンソースソフトウェアを使用しておりますが、当社グループが同ソフトウェアを使用できなくなることで、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループの事業を安定的に拡充するため、権利の保全と、他社の知的財産権の侵害を回避するため、競合他社の技術動向を分析し、知的財産権の調査を拡充するなどして、中心的な事業にかかる権利の早期取得を戦略的に推進してまいります。

(3) 会社組織に関するリスク

プライバシー、個人情報保護、情報セキュリティに係る規制その他の規制について

当社グループは、提供するサービスの特性上、取引先である事業者からその顧客に関する個人情報の取扱いを委託され、事業者による監督のもとでこれを取り扱っています。そのため、個人情報の保護に関する法律や関連する法令を遵守することを徹底し、個人情報の適切な管理と流出防止を経営の重要課題として位置付けております。具体的には、個人情報保護方針を策定して管理体制を構築し、徹底した管理とITセキュリティ、従業員教育等の施策を実施するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)やプライバシーマークといった情報セキュリティに関する認証を取得しております。また、2022年4月に施行された個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の改正を含め、法規制の変化への対応にも努めております。しかしながら、外部からの攻撃や関係者の故意・過失、盗難等により、当該個人情報の流出、破壊もしくは改ざん又はシステムの停止等が引き起こされる可能性があります。そうした事態が生じた場合には、社会的信用の低下、被害を受けた方への損害賠償等の多額の費用の発生等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、監督者である事業者から個人情報のより厳格な安全管理を求められる可能性があり、かかる場合には、コストの増加等により当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、上記のとおり事業者からその顧客に関する個人情報の取扱いを受託する立場にあるため、提供するサービスの特性上、委託者である事業者が顧客の個人情報の取得等を行うことにつき、当該事業者が自身に適用のある個人情報保護法や関連する法令等を遵守していることに依拠しております。当社グループは事業者との間のサービス利用規約において、事業者が当該法令等を遵守することを確認した上でサービスを提供しておりますが、事業者において当該法令等の違反が発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業領域においては、事業展開そのものについて著しく制約を受ける法的規制は現時点ではありません。しかしながら、インターネットの利用形態の多様化や国際的な規制動向に伴い、関連する法令等の新たな制定や、既存の法令等の改正や解釈の変化が生じた場合、もしくは法令等に準ずる業界内の自主規制が制定されその遵守を求められるといった状況が生じた場合に、その内容によっては当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社グループのサービスではデータの収集に主に1st Party Cookieの情報を用いておりますが、仮に将来において当該利用に関する法的規制が強化された場合やインターネットユーザーがデータの提供に消極的な傾向を示すようになった場合には、当社グループのサービスにおいてその利用が制限されることになり、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応として、セキュリティフレームワークによる審査や関連情報のアップデート、最新のセキュリティインシデントの事例等を通じて、当社グループの情報セキュリティ対策の強化を継続するとともに、個人情報保護法や関連する法令等、またCookie等を取り巻く技術革新の動向を注視し、事業活動における影響を見極め、早期の体制構築に努めてまいります。

当社経営陣及び従業員について

当社の創業者であり、創業以来代表取締役を務めております代表取締役執行役員CEO 倉橋健太、及びCPO(Chief Product Officer)を務めております取締役執行役員 柴山直樹は、当社グループの事業方針や戦略の決定をはじめ、サービスの開発、新規顧客開拓等の重要な役割を担っております。そのため、今後何らかの要因により、両氏による事業運営の継続が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは事業をさらに成長させる上で、エンジニアや営業担当者をはじめとした優秀な人材を確保・育成することが必要不可欠であると認識しております。現在、人材の確保は従業員からの紹介に主に依拠しておりますが、今後、同様の方法による人材の確保が功を奏しない可能性があり、このように人材の確保が想定どおり進まなかった場合や、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの提供するサービスの競争力の低下や採用コストの増大を招き、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、当社グループの事業計画に基づき計画的に採用を進め、多様な人材を確保するため、当社グループのビジョンの一層の浸透を図るとともに、フレックスタイム、在宅勤務等の働きやすい環境の整備を推進してまいります。

内部管理体制について

当社グループは、コーポレート・ガバナンス体制の充実を重要な経営課題と認識しており、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制の充実を図っていく方針であり、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性の確

保、事業活動に関わる法令等の遵守を徹底してまいります。当社グループの急速な事業展開及び会社規模の拡大に内部管理体制の整備が追いつかなかった場合には、業務運営に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応として、事業環境の変化や法改正等の動向を早期に把握し、また外部専門家の知見を取り込むなどして、効率的に体制の強化を図ってまいります。加えて、採用を強化し、また内部における知見の共有を一層推し進めるなどして、人材の拡充にも努めてまいります。

(4) その他

配当政策について

当社は会社設立以来、配当を実施しておらず、今後の配当の具体的な実施の有無等についても未定であります。将来にわたって経営環境、財政状態や内部留保の状況を勘案し、株主に対する利益還元を検討していくこととしております。しかしながら、将来的に安定的な利益を計上できない場合には、配当による利益還元が困難となる可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員、従業員に対して新株予約権を付与しており、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は1,397,000株であり、発行済株式総数40,668,944株の3.4%に相当しております。

今後もストック・オプションとしての新株予約権を付与する可能性があります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

自然災害等について

当社グループの事業は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。そのため、これらに被害をもたらすおそれのある自然災害等が発生した場合には、当社グループは事業を継続することができない等の支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、自然災害等に備えて災害時の事業継続計画を策定していますが、当社グループの事業を継続するために十分ではない可能性があり、結果として、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応として、事業環境の変化や最新の災害事例を踏まえ、事業継続計画をタイムリーに見直し、その実効性を確保してまいります。

繰延税金資産の回収可能性について

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得については、経営環境の変化等を踏まえて見直しを行います。その結果、繰延税金資産の全部または一部に回収可能性がないと判断し、繰延税金資産の取り崩しが必要となった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、942,897千円増加し、6,243,398千円となりました。主な内訳は、取引規模の拡大により売掛金が158,666千円、現金及び預金が917,565千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、137,638千円増加し、1,056,531千円となりました。主な内訳は、繰延税金資産が401,109千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、1,114,372千円増加し、3,575,899千円となりました。主な内訳は、契約負債が347,993千円増加及び1年内返済予定の長期借入金が315,038千円増加、未払法人税等172,767千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、488,007千円減少し、521,026千円となりました。主な内訳は、長期借入れの返済により、長期借入金が469,514千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、454,171千円増加し、3,203,004千円となりました。主な内訳は、非支配株主持分が93,572千円減少した一方で、利益剰余金が320,732千円増加、資本金145,262千円及び資本剰余金が145,262千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当社グループは「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げ、世の中に溢れる様々なデータを生活者(注1)にとって価値あるものとして還元し、豊かな体験を流通させることを目的に、当社の提供するCX(注2)(顧客体験)プラットフォーム「KARTE」をウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する企業に向けて、クラウド方式(注3)で提供しております。

ショッピングや旅行、金融など様々なサービスがインターネットを介して提供されるようになった今、生活者が企業にもとめることは、「自宅にいながら買い物できる」「予約できる」といった単なる利便性だけではなく、自分の興味や状態に合った最適な提案を受けられる良質なコミュニケーションやその先の体験へとシフトしていると当社グループは考えております。

一方で、企業がそれに応えるためには、データの蓄積、統合、分析を通じて一人ひとりの状態を正しく理解し、それに基づいて適切なコミュニケーションを図る、あるいはウェブサイトやスマートフォンアプリをパーソナライズさせる仕組みを構築する必要がありますが、これらの取り組みは企業にとって複雑で難易度の高いものとなっているのが現状です。

企業は「KARTE」を活用することにより、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上のリアルタイム行動データを中心とする様々なデータを、ユーザー単位で解析することができます。それによって、一人ひとりの興味や状態が可視化され、ユーザーをPV(注4)やUU(注5)といった塊の「数字」としてだけではなく、一人の「人」として理解しやすくなると当社グループは考えております。その上で企業は、「KARTE」内で一人ひとりの興味や状態に合わせた多様なコミュニケーション施策を実施し、その結果を検証することなどができます。

顧客体験向上やデータ活用に対する企業の関心が高まる中、「KARTE」はウェブサイトやスマートフォンアプリ上のマーケティング領域に留まらず、カスタマーサポート領域など様々な企業活動において活用いただいております。今後も「KARTE」の機能強化や各種プロダクトの提供を通じて、企業が統合的にユーザーを理解できるデータ環境の拡充を進めていきます。

当連結会計年度においては、「KARTE」の販売強化に向けた組織変更や人員増強を行ったほか、更なる事業領域の拡大に向けた取り組みも行いました。

この結果、当連結累計期間の末日における当社グループのARR(注6)は10,085,915千円となり、売上高は10,992,713千円(前期比27.3%増)、営業利益は260,915千円(前期は営業損失881,423千円)、経常利益は184,413千円(前期は経常損失938,343千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は320,732千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,108,610千円)となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注1) 世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、企業が商品・サービスを提供する相手を「ユーザー」と表記しております。
- (注2) Customer Experience(カスタマーエクスペリエンス)の略語であり、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
- (注3) クラウドコンピューティングの略語であり、ソフトウェア等のシステムをインターネット経由でサービス提供することを前提とした仕組みの総称であります。
- (注4) Page View(ページビュー)の略語であり、ウェブサイト内の特定ページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標の一つです。
- (注5) Unique User(ユニークユーザー)の略語であり、特定の集計期間内にウェブサイト又はスマートフォンアプリに訪問したユーザーの数を表す数値です。
- (注6) Annual Recurring Revenueの略語であり、各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍して算出。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ917,565千円増加し、当連結会計年度末には4,744,925千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は900,478千円(前年同期は325,088千円の使用)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益25,010千円、株式報酬費用198,075千円、減損損失153,179千円の計上、契約負債の増加額347,993千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は49,686千円(前年同期は89,033千円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が57,617千円であったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は66,773千円(前年同期は905千円の獲得)となりました。これは主に短期借入金の返済による支出1,660千円、長期借入金の返済による支出554,476千円があった一方で、短期借入れによる収入100,000千円、長期借入れによる収入400,000千円、及び新株予約権の行使による株式の発行による収入が122,911千円であったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスを主たる事業としており、生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

なお、当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

事業分野別の名称	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
SaaS事業	10,992,713	127.3

(注) 金額は、販売価格によっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報及び合理的な基準に基づき判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、安定的な収益獲得を実現し、持続的な成長を達成するために、経常的に獲得される収益としてARRを重要な経営指標として掲げており、その拡大のために、サブスクリプション売上高、サブスクリプション売上高比率、顧客社数を特に経営成績に影響を与える主要な経営指標と捉えております。

当連結会計年度においては、「KARTE」の販売強化に向けた組織変更や人員増強を行ったほか、更なる事業領域の拡大に向けた取り組みも行いました。この結果、主要な経営指標の推移は以下のとおりとなっております。

当連結会計年度の末日におけるARRは10,085,915千円、サブスクリプション売上高は9,041,029千円、サブスクリプション売上高比率は82.2%となっております。また、単体顧客社数は659社、単体顧客単価は1,127千円となっております。これは主に、CX(顧客体験)及び「KARTE」の認知拡大のために実施したマーケティング活動による新規顧客開拓並びに当社カスタマーサクセスチームに加えてパートナー企業と連携した「KARTE」の活用支援の強化等により、「KARTE」の利用領域の拡大が進み導入企業数及び導入ウェブサイト数等の件数が拡大したことによるものであります。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は10,992,713千円(同27.3%増)となりました。主な要因は、「KARTE」の利用領域の拡大が進み単体顧客社数が659社となったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は3,122,960千円(同30.3%増)となりました。これは、導入企業数の増加に伴い、サーバー利用料等が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は7,869,753千円(同26.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は7,608,837千円(同6.9%増)となりました。これは主に、人員増強に伴う人件費の増加によるものであります。この結果、営業利益は260,915千円(前期は営業損失881,423千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損失)

当連結会計年度の営業外損益は主にポイント還元収入による営業外収益5,528千円(同32.7%増)、譲渡制限付株式関連費用、支払利息による営業外費用82,030千円(同34.3%増)を計上いたしました。この結果、経常利益は184,413千円(前期は経常損失938,343千円)となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の特別損益は、特別損失として減損損失及び投資有価証券評価損を計上いたしました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は320,732千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,108,610千円)となりました。

なお、財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に、キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性の分析

当社グループの運転資金需要のうちの主なものは、サーバー利用料、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は1,320,692千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は4,744,925千円となっております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与えるおそれがあることを認識しております。

これらリスク要因の発生を回避するためにも、提供するサービスの機能強化、人員増強、財務基盤の安定化等、継続的な経営基盤の強化が必要であるものと認識し、実行に努めております。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は57,617千円であり、これは主に従業員用のPCの購入等によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	本社機能	0	60,727	60,727	334 (42)

(注) 1. 当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

2. 本社の建物は賃借しており、その年間賃料は262,634千円であります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	141,635,600
計	141,635,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	40,630,944	40,668,944	東京証券取引所 (グロース)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	40,630,944	40,668,944	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年12月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	株主総会決議：2015年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社使用人 13(注)7
新株予約権の数(個)	82 [82]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 82,000[82,000](注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2015年7月1日 至 2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 17(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とする当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ウ)当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。
ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。
(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)
5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(ウ)新株予約権を行使できる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。
(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年4月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人4名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	株主総会決議：2018年2月23日 取締役会決議：2018年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社使用人 63(注)7
新株予約権の数(個)	230 [226]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 230,000[226,000](注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ウ)当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。
ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。
(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)
5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(ウ)新株予約権を行使できる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。
(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年4月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人17名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	株主総会決議：2019年1月11日 取締役会決議：2019年1月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 35(注)7
新株予約権の数(個)	748 [714]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 748,000 [714,000] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	603(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年1月12日 至 2029年1月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 603 資本組入額 302(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とする当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ウ)当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。
ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。
(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)
5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(ウ)新株予約権を行使できる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。
(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年4月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の取締役就任、退職による権利の喪失及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人16名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	株主総会決議：2019年3月19日 取締役会決議：2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2
新株予約権の数(個)	90 [90]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	603(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年3月20日 至 2029年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 603 資本組入額 302(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ウ)当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。
ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。
(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)
5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(ウ)新株予約権を行使できる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。
(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2019年2月13日開催の取締役会決議により、2019年4月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	株主総会決議：2020年8月11日 取締役会決議：2020年8月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 115(注)6
新株予約権の数(個)	288 [285]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 288,000 [285,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,142(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月12日 至 2030年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,142 資本組入額 571
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とする当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ウ)当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。
ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。
(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)
5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。
(ウ)新株予約権を行使できる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。
(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人48名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	取締役会決議：2021年1月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1(注)6
新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 - (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,795(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月1日 至 2031年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,795 資本組入額 1,898
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ア)時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「1株あたりの新株式発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(イ)普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、それぞれ適用されるものとする。

(ウ)当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(イ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

(ウ)本新株予約権1個の分割行使はできない。

(エ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

(ア)本新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後又は当社取締役会が決議する日に一括して行うことができる。

(イ)当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合。(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合。)

5. 組織再編行為時の取扱いは以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

(ア)新株予約権の目的である株式の数又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、現在の発行内容に準じて調整する。

(イ)新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、現在の発行内容に準じて調整する。

(ウ)新株予約権を行使できる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日まで

(エ)再編対象会社による新株予約権の取得事由は現在の発行内容に準じて決定する。

(オ)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(カ)新株予約権の行使の条件は現在の発行内容に準じて決定する。

6. 2024年1月31日付で本新株予約権を放棄しているため、当事業年度の末日時点において本新株予約権は存在していません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年11月7日 (注1)	D種優先株式 1,420,900	普通株式 20,000,000 A種優先株式 4,616,000 B種優先株式 6,056,000 C種優先株式 3,316,000 D種優先株式 1,420,900	811,333	961,321	811,333	2,921,324
2020年10月2日 (注2)	普通株式 15,408,900	普通株式 35,408,900 A種優先株式 4,616,000 B種優先株式 6,056,000 C種優先株式 3,316,000 D種優先株式 1,420,900	-	961,321	-	2,921,324
2020年10月2日 (注3)	A種優先株式 4,616,000 B種優先株式 6,056,000 C種優先株式 3,316,000 D種優先株式 1,420,900	普通株式 35,408,900	-	961,321	-	2,921,324
2020年12月16日 (注4)	普通株式 1,522,000	普通株式 36,930,900	1,126,280	2,087,601	1,126,280	4,047,604
2020年10月1日～ 2020年12月31日 (注5)	普通株式 15,000	普通株式 36,945,900	247	2,087,849	247	4,047,851
2021年1月14日 (注6)	普通株式 716,000	普通株式 37,661,900	529,840	2,617,689	529,840	4,577,691
2021年1月1日～ 2021年3月31日 (注7)	普通株式 194,000	普通株式 37,855,900	16,424	2,634,113	16,424	4,594,116
2021年4月1日～ 2021年6月30日 (注8)	普通株式 31,000	普通株式 37,886,900	8,340	2,642,454	8,340	4,602,456
2021年7月1日～ 2021年9月30日 (注9)	普通株式 4,000	普通株式 37,890,900	166	2,642,620	166	4,602,623
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注10)	普通株式 716,000	普通株式 38,606,900	47,407	2,690,028	47,407	4,650,030
2022年10月1日～ 2022年12月31日 (注11)	普通株式 90,000	普通株式 38,696,900	17,998	2,708,026	17,998	4,668,028
2022年12月19日 (注12)	普通株式 448,674	普通株式 39,145,574	176,104	2,884,130	176,104	4,844,133

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月1日～ 2023年6月30日 (注13)	普通株式 40,000	普通株式 39,185,574	1,564	2,885,695	1,564	4,845,697
2023年6月15日 (注14)	普通株式 154,043	普通株式 39,339,617	59,999	2,945,695	59,999	4,905,697
2023年7月1日～ 2023年9月30日 (注15)	普通株式 4,000	普通株式 39,343,617	200	2,945,895	200	4,905,897
2023年10月1日～ 2024年3月31日 (注16)	普通株式 731,000	普通株式 40,074,617	43,583	2,989,478	43,583	4,949,480
2024年3月25日 (注17)	普通株式 215,327	普通株式 40,289,944	83,439	3,072,917	83,439	5,032,919
2024年4月1日～ 2024年9月30日 (注18)	普通株式 341,000	普通株式 40,630,944	18,240	3,091,157	18,240	5,051,160

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格1,142円 資本組入額571円
割当先 Google International LLC
2. 定款の定めに基づき、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年10月2日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。
3. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、2020年9月28日開催の取締役会決議により、2020年10月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,600円
引受価額 1,480円
資本組入額 740円
5. 新株予約権の行使による増加です。
6. オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資
発行価格 1,600円
引受価額 1,480円
資本組入額 740円
割当先 みずほ証券株式会社
7. 新株予約権の行使による増加です。
8. 新株予約権の行使による増加です。
9. 新株予約権の行使による増加です。
10. 新株予約権の行使による増加です。
11. 新株予約権の行使による増加です。
12. 2022年12月19日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式総数が448,674株、資本金及び資本準備金がそれぞれ176,104千円増加しております。
発行価額 1株につき785円
発行総額 352,209,090円
資本組入額 176,104,545円
割当先 当社の執行役員：8名、当社の従業員：38名
13. 新株予約権の行使による増加です。
14. 2023年6月15日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式総数が154,043株、資本金及び資本準備金がそれぞれ59,999千円増加しております。
発行価額 1株につき779円
発行総額 119,999,497円
資本組入額 59,999,749円
割当先 当社の取締役：1名
15. 新株予約権の行使による増加です。
16. 新株予約権の行使による増加です。
17. 2024年3月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式総数が215,327株、資本金及び資本準備金がそれぞれ83,439千円増加しております。
発行価額 1株につき775円
発行総額 166,878,426円

資本組入額 83,439,213円

割当先 当社の執行役員：10名、当社の従業員：32名

18. 新株予約権の行使による増加です。

19. 2024年10月1日から2024年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が38,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,451千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	23	81	50	44	7,380	7,583	-
所有株式数(単元)	-	25,029	18,910	8,891	44,219	161	308,974	406,184	12,544
所有株式数の割合(%)	-	6.161	4.655	2.188	10.886	0.039	76.067	100.00	-

(注) 自己株式133,632株は、「個人その他」に1,336単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
倉橋健太	東京都港区	10,965,000	27.07
柴山直樹	千葉県浦安市	7,066,000	17.44
田畑正吾	兵庫県芦屋市	3,060,000	7.55
Google International LLC (常任代理人 みずほ証券株式会社)	CORPORATION SERVICE COMPANY 251 LITTLE FALLS DRIVE WILMINGTON, DE 19808 U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手 町ファーストスクエア)	1,420,900	3.50
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,266,500	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	917,900	2.26
INTESA SANPAOLO SPA(EX BANCA I NTESA)CLIENTS OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	SERVIZIO TITOLI E BOLSAPIAZZA DELLA SCALA 6 20121 MILANO IT ALY (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	722,500	1.78
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4番10号	605,000	1.49
清水博之	東京都目黒区	575,838	1.42
牧野祐己	東京都目黒区	471,504	1.16
計		27,071,142	66.79

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	133,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,484,800	404,848	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 12,544	-	-
発行済株式総数	40,630,944	-	-
総株主の議決権	-	404,848	-

(注) 単元未満株式欄には、当社所有の自己株式32株が含まれています。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブレイド	東京都中央区銀座六丁目10番 1号 GINZA SIX10階	133,600	-	133,600	0.32
計	-	133,600	-	133,600	0.32

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 4 (注)	2,424
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 132,211 (注)	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式を無償取得したものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	133,632	-	133,632	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営施策と認識しておりますが、現状において成長過程であり、さらなるサービスの強化、人材確保や経営基盤の強化等の戦略的投資に備えるため、当面は内部留保の充実を優先させる方針としております。当事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

当社は、会社設立以来、配当を実施しておりませんが、将来的には、経営環境、財政状態や内部留保の状況を勘案し、株主に対する利益還元を検討していくこととしております。なお、具体的な実施時期、内容をはじめ、今後の配当の実施有無については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は取締役会としております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、継続的な企業価値の向上のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーと良好な関係を構築することが不可欠であり、かかる関係を構築すべく日常的に、経営の透明性、効率性、健全性を確保・強化させていく必要があると認識しています。

具体的には、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a . 企業統治の体制の概要

ア . 取締役及び取締役会

取締役会は、議長 倉橋健太(代表取締役)、柴山直樹(取締役)、高柳慶太郎(取締役)、松澤香(社外取締役)、三村真宗(社外取締役)の5名で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。当事業年度においては取締役会を16回開催しており(注1)、個々の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席状況
代表取締役	倉橋 健太	16回 / 16回(出席率100%)
取締役	柴山 直樹	15回 / 16回(出席率94%)
取締役	高柳 慶太郎	16回 / 16回(出席率100%)
取締役	武藤 健太郎	16回 / 16回(出席率100%)
社外取締役	平野 正雄	16回 / 16回(出席率100%)
社外取締役	松澤 香	16回 / 16回(出席率100%)

(注1) 上記とは別に取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

取締役会は、取締役会付議・報告に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項の他、法令及び定款に定められた事項を決議し、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けるとともに、取締役の職務執行を監督しています。

当社は、取締役の評価・指名・報酬に関する取締役会の諮問機関として、指名報酬協議会を設置しており、取締役の評価及び指名・報酬に関する議論、検討を行っています。指名報酬協議会は、全ての社外取締役、社外監査役及び代表取締役によって構成されており、松澤香社外取締役を議長としています。指名報酬協議会は年1回程度開催しており、当事業年度においては1回開催しました。

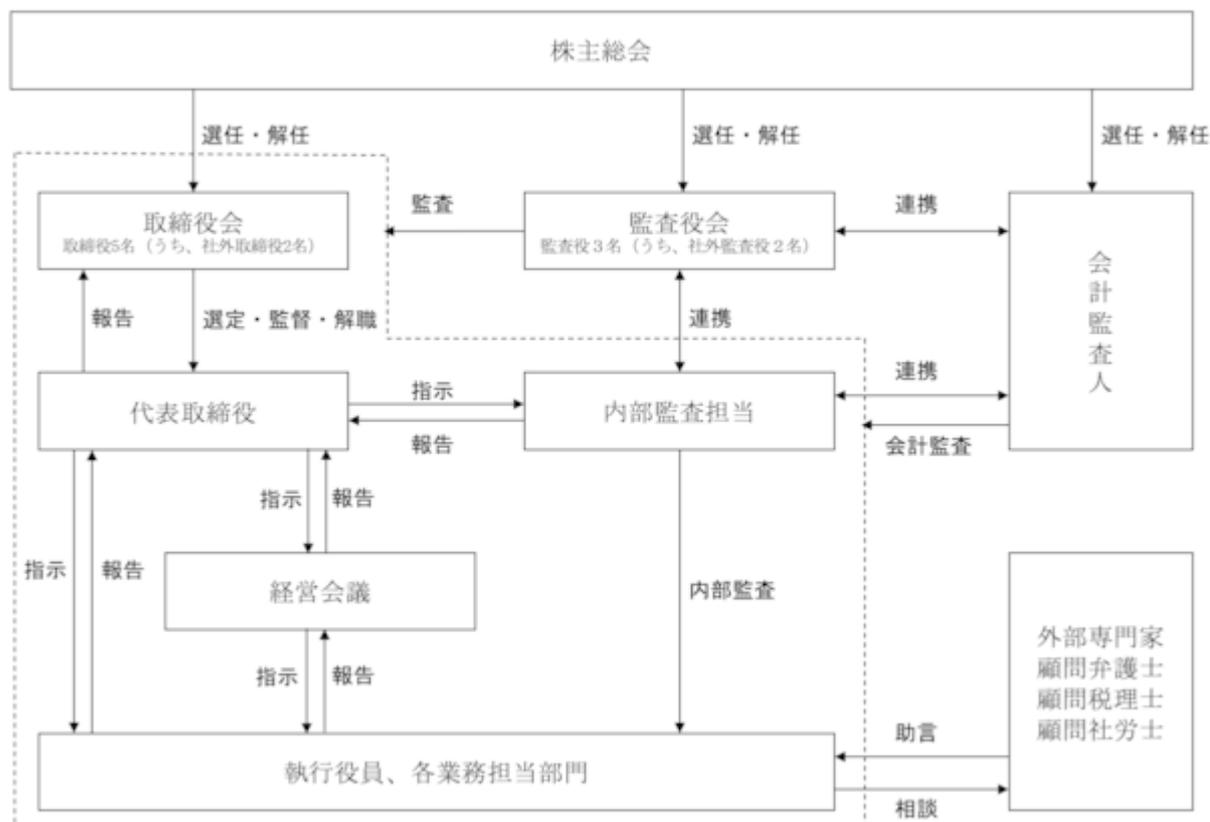
イ . 監査役会

当社の監査役会は、議長 後藤圭史(常勤監査役)、山並憲司(社外監査役)、福島史之(社外監査役)の3名で構成されています。毎月1回監査役会を開催し、監査に関する重要事項についての情報交換、協議並びに決議を行っております。また、各監査役は取締役会に参加し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。

ウ . 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役、取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役で構成されており、構成員は、議長 倉橋健太(代表取締役)、柴山直樹(取締役)、高柳慶太郎(取締役)、後藤圭史(常勤監査役)4名となっております。毎月2回開催し、経営上の課題を審議、業務執行上の報告及び協議を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査担当を設置し、これら各機関の相互連携によって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、この体制を採用しております。監督機能と執行機能の役割分担を明確にするために、当社は執行役員制度を採用し、業務執行権限の委譲及び責任の明確化を行うことにより、意思決定及び執行の迅速化を進めております。これにより、経営の健全性、透明性を確保しつつ、効率性も備えた経営体制を確立することが、当社の継続的な発展に資するものと考えているためであります。

その他の企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、健全性を維持しながら企業価値を継続的に向上させるために、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社から成る企業集団(以下「グループ」もしくは「グループ会社」という。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

なお、以下に掲げる事項は、グループ会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものでありますが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものであります。

ア グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。
- ・ コンプライアンス違反に対し、取締役、監査役、および使用人等当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ・ 内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行い、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。
- ・ 反社会的勢力からの不当な要求には弁護士および警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応す

る。

イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・ 取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- ・ 当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

ウ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、管理部門が推進する。
- ・ リスク管理委員会において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ・ 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

エ グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- ・ 取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、当社の代表取締役、取締役(社外取締役を除く)、および常勤監査役から構成される当社の経営会議において決議、協議、報告を行う。経営会議は、原則として毎月2回、その他必要に応じて随時開催する。

オ グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、事業アライアンスや社内協業を通じて企業集団として統制環境の統一に努めるものとする。
- ・ 子会社には、必要に応じて当社から取締役および従業員等を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ・ 当社のコンプライアンスやリスク管理を所管する管理部門、その他内部統制機能を所管する部門は、子会社が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について十分な連携を図る。
- ・ 当社は、財務報告に関する基本方針を定め、グループ全体の財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

カ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人(以下「補助使用人」という。)を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- ・ 監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ・ 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

キ グループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議

等に出席する。

- ・ 監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。
- ・ 監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
- ・ 内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報内容および状況を直ちに監査役に報告を行う。
- ・ 内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。
- ・ 監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者又は内部通報制度における通報を行った者が、当該報告又は通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ・ 各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するために監査役会を設置する。

ク その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ・ 監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査役会に報告する。
- ・ 監査役会は、会計監査人との十分な連携を図る。
- ・ 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急又は臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払又は償還を受けることができる。
- ・ 監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。

b . リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じることとしております。また、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を四半期に1度以上開催することとしております。

c . 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。

当社では、「反社会的勢力対応規程」を整備し、反社会的勢力の排除に向けた仕組みを構築しております。取引先・株主・役員・従業員につきましては、記事検索、信用調査会社の情報検索等を利用し、反社会的勢力に該当するか否かを確認しております。また、取引先との間で締結する契約においては、取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を規定しております。

e . 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨、定款で定めております。

f . 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

g．取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これらは、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とするものであります。

h．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

i．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

j．剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員CEO	倉橋 健太	1983年3月14日生	2005年4月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社)入社 2011年10月 当社設立。代表取締役CEO就任 2022年1月 当社代表取締役執行役員CEO就任(現任)	(注)3	10,965,000
取締役 執行役員CPO	柴山 直樹	1982年9月19日生	2011年9月 株式会社エスキュービズム入社 2013年4月 当社入社。取締役CTO就任 2018年4月 当社執行役員就任 2019年2月 当社取締役執行役員CPO就任(現任)	(注)3	7,066,000
取締役 執行役員	高柳 慶太郎	1982年9月21日生	2005年4月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社)入社 2008年11月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社入社 2011年10月 当社取締役就任 2013年3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社取締役就任 2014年3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社取締役副社長COO就任 2016年4月 当社取締役退任 2018年12月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)3	292,043
取締役 (注)1	松澤 香	1978年9月29日生	2002年10月 弁護士登録、森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 2008年6月 米国ハーバード大学ロースクール修士課程(LL.M.)修了 2009年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2011年12月 国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 事務局 総務・調査部 調査課長就任 2014年11月 厚生労働省 年金局 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)ガバナンス強化担当参与就任 2017年10月 松澤香法律事務所設立 2019年1月 三浦法律事務所設立 パートナー就任(現任) 2021年2月 OnBoard株式会社 代表取締役就任(現任) 2022年12月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	
取締役 (注)1	三村 真宗	1969年8月15日生	2006年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2008年2月 日本マイクロソフト入社 2009年4月 ベタープレイス・ジャパン株式会社入社 2011年10月 株式会社コンカー 代表取締役社長就任 2022年6月 株式会社U-ZERO 代表取締役CEO就任(現任) 2024年12月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	後藤 圭史	1982年4月30日生	2005年4月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社)入社 2007年7月 株式会社スタディーオン入社 2008年7月 株式会社エスキュービズム入社 2012年7月 株式会社エス・エム・エス入社 2014年1月 株式会社エスキュービズム入社 2015年1月 当社入社 2019年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	50,000
監査役 (注)2	山並 憲司	1972年8月11日生	1997年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2006年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2009年9月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社)入社 2012年10月 Buy.com (現 Rakuten Commerce LLC) Chief Legal Officer就任 2013年10月 Rakuten USA Inc. Head of Strategy, Senior Vice President, Strategy & Corporate Development就任 2018年12月 当社社外監査役就任(現任) 2019年10月 株式会社Smart Opinion設立 代表取締役社長就任(現任) 2021年6月 アーキテック・スタジオ・ジャパン株式会社社外取締役就任(現任)	(注)4	
監査役 (注)2	福島 史之	1982年1月10日生	2006年5月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2014年9月 株式会社メルカリ常勤社外監査役就任 2020年1月 ファインディ株式会社監査役就任(現任) 2022年5月 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー監査役就任(現任) 2023年3月 Chatwork株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年9月 株式会社メルカリ社外取締役就任 2024年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注)5	
計					18,393,043

- (注) 1. 取締役松澤香及び三村真宗は、社外取締役であります。
2. 監査役山並憲司及び福島史之は、社外監査役であります。
3. 2024年12月19日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年12月21日開催の定時株主総会終結の時から、2027年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2024年12月19日開催の定時株主総会終結の時から、2027年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、権限委譲による意思決定及び業務執行の迅速化、監督機能と業務執行機能の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における取締役でない執行役員の総数は9名です。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役2名であります。

社外取締役松澤香は、弁護士及び企業経営者としての豊富な知識及び経験を有していることから、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られるとの判断から選任しております。

社外取締役松澤香は三浦法律事務所パートナー及びOnBoard株式会社の代表取締役であります。三浦法律事務所と当社との間には法律相談等の法律事務に関する委任契約という取引関係がありますが、同氏は当該契約上の委任事務には関与しないとともに、当該契約における報酬は委任事務の内容を勘案し合理的な報酬額としております。また、当社とOnBoard株式会社との間には、人材紹介契約という取引関係にありましたが、当該契約における報酬は委託業務の内容を勘案し合理的な報酬額としているとともに、2023年1月をもって当該契約は終了しております。それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役三村真宗は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を有していることから、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られるとの判断から選任しております。

社外監査役山並憲司は、当社の新株予約権を40個(新株予約権の目的となる株式の数40,000株)保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役山並憲司は、複数の企業における豊富な経験に加え、Buy.com (現Rakuten Commerce LLC)でChief Legal Officerを務めるなど、法務・コンプライアンスについても幅広い経験を有しており、当社の監査体制の充実・強化を図ることができるものとの判断から選任しております。

社外監査役福島史之は、公認会計士の資格を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られるとの判断から選任しております。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を参考にして選任することとしております。

社外取締役及び社外監査役は、随時内部監査担当者による内部監査に関する報告を求めることができるほか、社外監査役と内部監査担当者は、内部監査について実施状況の報告や情報交換を行っております。また、社外監査役と内部監査担当者、会計監査人は、監査の状況や結果等について情報交換を行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。2名はそれぞれ企業経営者及び公認会計士として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

当社における監査役監査は、監査役監査計画に定められた内容に基づき、各監査役が監査を行っております。常勤監査役は取締役及び社員との日常的な対話を行うことで経営の実態把握に努めております。これらの監査内容は、原則として毎月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人間での3者ミーティングを定期的で開催し、相互の連携を取ることで、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度においては監査役会を13回開催しており、個々の出席状況は以下のとおりであります。

役職	氏名	出席状況
常勤監査役	後藤 圭史	13回 / 13回(出席率100%)
社外監査役	中町 昭人	13回 / 13回(出席率100%)
社外監査役	山並 憲司	13回 / 13回(出席率100%)

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、取締役との意見交換等も実施しております。また、各監査役は、必要に応じて、内部監査担当者との意見の交換及び情報の交換を行っております。さらに、会計監査人より監査結果の報告を聴取し、必要に応じて、監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報共有を行っております。

常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、状況の把握に努め、必要に応じて非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、会社規模を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、代表取締役により選任された内部監査担当者2名が実施しております。内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき年度計画を策定し、全社員が企業倫理及び各種法令を遵守し、健全かつ効率的な業務を遂行できる体制を確立できているかについて部署ごとに監査を行っております。監査結果は、代表取締役に報告され、重要と認められた事項について、改善指示書として被監査部門へ伝達します。改善指示書を伝達された被監査部門の責任者は、改善状況について遅滞なく代表取締役及び内部監査担当者に報告することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と連携をとり、定期的に意見交換と情報共有を行い、適切な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 新井 浩次

指定有限責任社員・業務執行社員 有吉 真哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任に際しては、日本監査役協会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に外部会計監査人の評価基準を定め、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査従事者の構成等並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

有限責任あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。具体的には、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(日本監査役協会)に沿って、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて評価するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めることなどを通じて、総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,880	-	51,800	-
連結子会社	15,660	-	16,200	-
計	46,540	-	68,000	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び監査従事者の構成等を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 役員報酬の基本方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役の報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置付けるものであります。取締役の報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、当社の企業文化と整合するような報酬体系とし、報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬(金銭報酬)及び株式報酬により構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみとしております。株式報酬は、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止(競争力の向上)を図り、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有、業績目標の達成に対するコミットを進めるためのものとしております。

個々の取締役の報酬の決定にあたっては、その決定プロセスが透明性・客観性をもつものでなければならないこととしております。

2) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。)

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、市場環境、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業における報酬水準、業界水準、当社業績の他、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等の諸般の事情を考慮して決定いたします。

b. 株式報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。)

当社の株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬で構成しております。

譲渡制限付株式報酬制度

社外取締役を除く取締役を対象とし、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止(競争力の向上)を図り、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めること等を目的として、概ね3年間から5年間の間で当社取締役会が定める期間継続して当社の取締役等を務めることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度に基づく譲渡制限付株式は、社外役員との協議を経て、取締役会が定める時期に交付いたします。

業績条件型株式報酬制度

社外取締役を除く取締役を対象とし、本制度の目的に加えて、業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的とする業績条件型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。業績条件型株式報酬の内容は、取締役会において評価期間(以下「評価期間」といいます。)を設定し、対象取締役に対して、評価期間経過後に、評価期間中の継続勤務及び業績条件の達成を条件として株式を交付するものとし、制度に基づく報酬の半分は納税資金を確保するために金銭で支給いたします。

c. 基本報酬(金銭報酬)の額、株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針

当社は成長初期・投資フェーズであることから、当面は、取締役の個人別の報酬等の額における割合としては、基本報酬を報酬の中心としております。もっとも、基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合については、当社の成長ステージや当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する国内外の企業における水準等を踏まえ、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう継続的に検討し、設計するものとしております。

3) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

当社における個別の取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定いたします。なお、取締役の個別の報酬については、報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬支給額等については、事前に社外役員と協議の上、取締役会に上程しなければならないこととしております。

役員報酬の決定方針の詳細は次のとおりであります。

a. 基本報酬(金銭報酬)

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。当社の役員の基本報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年12月20日であり、取締役の報酬限度額につき年額200百万円以内、監査役の報酬限度額につき、年額40百万円以内と決議しております。

b. 株式報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対し、基本報酬とは別枠で、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止(競争力の向上)を図り、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、また、当該目的に加えて、業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的として、業績条件型株式報酬制度(以下本制度 と併せて「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度に基づく株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法(以下「現物出資交付」といいます。)

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定いたします。

ア. 本制度 の内容

本制度 は、対象取締役に対し、当社の普通株式を一定期間譲渡等が禁止される譲渡制限付株式として付与するものです。

本制度 に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間20万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額150百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度 に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものいたします。

- ・対象取締役は、概ね3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものいたします(以下「譲渡制限」といいます。)
- ・対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

- ・ 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記 に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、上記 に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記 に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。
- ・ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記 の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- ・ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- ・ 上記 の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。
- ・ 上記 に規定する場合においては、当社は、上記 の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

イ．本制度 の内容

(1) 概要

本制度 は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」といいます。)中、継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことに加えて、当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したことを条件として、当社の普通株式を付与するものです。本制度 においては、付与する報酬の50%を当社の普通株式で付与し、残り50%を納税資金の確保のために現金で支給するものとします。

本制度 に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として株式付与分及び金銭支給分を合わせて年額150百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本制度 は、評価期間中の継続勤務及び業績目標達成を条件とする報酬であり、本制度 の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否かは確定しておりません。

また、評価期間の開始後に選任された対象取締役についても取締役会の決定により対象取締役に含めることができることといたします。

(2) 本制度 における報酬等の算定方法

本制度 においては、次の ①の計算式に基づき各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、次の ②の計算式に基づき各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間の割合に応じて合理的な調整を行うことといたします。

各対象取締役に交付する当社普通株式の数(* 1)(* 2)

基準交付株式数(* 3) × 50%

各対象取締役に支給する金銭の額(* 4)

(基準交付株式数(* 3) - 上記 ①の計算式により各対象取締役に交付する当社普通株式の数) × 当社株式の時価(* 5)

- * 1 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には切り上げます。
- * 2 現物出資交付により株式を交付する場合には、上記 ①の計算式により算定された株式数に、株式の発行又は処分の際の1株当たりの払込金額を乗じた額の金銭報酬債権を取締役の報酬等として支給します。
- * 3 基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、当社の取締役会において決定します。
- * 4 計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。
- * 5 当社株式の時価は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引価格を基礎として、当社取締役会が決定した額といたします。

(3) 対象取締役に對する株式交付及び金銭支給の要件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合に、対象取締役に對して当社普通株式を交付し、金銭を支給するものといたします。

評価期間中、繼續して当社取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと

当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したこと

なお、業績目標は、当社の経営目標及び業績等を踏まえて、利益の状況、株式の市場価格の状況若しくは売上高等を示す各指標の一つ又は複数を用いるものといたします。

当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

その他本制度 の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件

(4) 評価期間中の退任等の取扱い

対象取締役が評価期間中に死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を喪失した場合において当社の取締役会が相当と認める場合には、必要に応じて、本制度 に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付及び金銭の支給に代えて、当社取締役会が合理的に調整を行った額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、本制度 に係る上記報酬枠の範囲内で、株式交付分の当社普通株式の交付及び金銭支給分の金銭の支給に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(6) 株式の併合・分割等による調整

本制度 に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度 の算定に係る株式数を調整します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	136,707	96,708	-	39,999	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	18,750	18,750	-	-	-	1
社外取締役	16,800	16,800	-	-	-	2
社外監査役	13,800	13,800	-	-	-	2

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式投資及び純投資目的以外の目的の株式投資の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、中長期的な観点で、取引の性質や規模等に加え、保有に伴う便益やリスクなどを定性、定量両面から検証し、株式保有の必要性を判断しております。また、当該投資の所管部門において、その保有の必要性を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	49,914
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,827,359	4,744,925
売掛金	980,467	1,139,133
前払費用	416,111	368,775
その他	76,562	15,348
貸倒引当金	-	24,784
流動資産合計	5,300,501	6,243,398
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,227	26,227
減価償却累計額	26,227	26,227
建物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	181,966	225,272
減価償却累計額	124,369	163,840
工具、器具及び備品（純額）	57,597	61,431
有形固定資産合計	57,597	61,432
無形固定資産		
のれん	339,833	143,579
無形固定資産合計	339,833	143,579
投資その他の資産		
投資有価証券	56,137	49,914
破産更生債権等	3,388	3,121
敷金及び保証金	303,862	291,623
従業員に対する長期貸付金	4,229	2,029
役員に対する長期貸付金	10,007	10,007
繰延税金資産	33,225	434,334
その他	113,999	63,609
貸倒引当金	3,388	3,121
投資その他の資産合計	521,461	851,519
固定資産合計	918,893	1,056,531
資産合計	6,219,394	7,299,930

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,150	8,362
短期借入金	1,660	100,000
1年内返済予定の長期借入金	384,628	699,666
未払金	742,290	709,795
未払法人税等	55,253	228,020
契約負債	504,487	852,480
受注損失引当金	54,429	77,224
その他	709,628	900,348
流動負債合計	2,461,527	3,575,899
固定負債		
長期借入金	990,540	521,026
繰延税金負債	18,493	-
固定負債合計	1,009,033	521,026
負債合計	3,470,561	4,096,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,945,895	3,091,157
資本剰余金	5,029,365	5,174,628
利益剰余金	5,424,590	5,103,858
自己株式	279	281
株主資本合計	2,550,391	3,161,646
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	41,904	21,607
その他の包括利益累計額合計	41,904	21,607
新株予約権	7,147	7,147
非支配株主持分	149,390	55,817
純資産合計	2,748,833	3,203,004
負債純資産合計	6,219,394	7,299,930

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	1	8,633,638	1	10,992,713
売上原価	2	2,396,873	2	3,122,960
売上総利益		6,236,764		7,869,753
販売費及び一般管理費	3	7,118,188	3	7,608,837
営業利益又は営業損失()		881,423		260,915
営業外収益				
受取利息		210		518
助成金収入		286		-
受取手数料		283		-
受取配当金		-		0
為替差益		-		569
ポイント還元収入		2,570		3,486
その他		813		954
営業外収益合計		4,164		5,528
営業外費用				
支払利息		20,447		21,075
支払報酬料		2,000		9,563
譲渡制限付株式関連費用		515		38,819
支払手数料		16,082		4,166
為替差損		13,497		-
その他		8,542		8,405
営業外費用合計		61,084		82,030
経常利益又は経常損失()		938,343		184,413
特別損失				
減損損失	4	1,133,159	4	153,179
投資有価証券評価損		54,257		6,222
特別損失合計		1,187,417		159,402
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()		2,125,760		25,010
法人税、住民税及び事業税		22,403		189,423
法人税等調整額		6,844		391,572
法人税等合計		15,558		202,149
当期純利益又は当期純損失()		2,141,318		227,159
非支配株主に帰属する当期純損失()		32,708		93,572
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()		2,108,610		320,732

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	2,141,318	227,159
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	12,888	63,511
その他の包括利益合計	12,888	63,511
包括利益	2,128,430	163,648
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,095,721	257,220
非支配株主に係る包括利益	32,708	93,572

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,690,028	4,650,030	3,315,980	228	4,023,850
当期変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	236,104	236,104	-	-	472,208
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,762	19,762	-	-	39,525
親会社株主に帰属する当期 純損失()	-	-	2,108,610	-	2,108,610
自己株式の取得	-	-	-	50	50
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	-	123,468	-	-	123,468
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	255,866	379,334	2,108,610	50	1,473,459
当期末残高	2,945,895	5,029,365	5,424,590	279	2,550,391

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延 ヘッジ損益	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	29,015	29,015	5,718	11,557	4,070,140
当期変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	-	-	472,208
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	39,525
親会社株主に帰属する当期 純損失()	-	-	-	-	2,108,610
自己株式の取得	-	-	-	-	50
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	-	-	-	-	123,468
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	12,888	12,888	1,429	137,833	152,151
当期変動額合計	12,888	12,888	1,429	137,833	1,321,307
当期末残高	41,904	41,904	7,147	149,390	2,748,833

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,945,895	5,029,365	5,424,590	279	2,550,391
当期変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	83,439	83,439	-	-	166,878
新株の発行 (新株予約権の行使)	61,823	61,823	-	-	123,647
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	320,732	-	320,732
自己株式の取得	-	-	-	2	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	145,262	145,262	320,732	2	611,255
当期末残高	3,091,157	5,174,628	5,103,858	281	3,161,646

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延 ヘッジ損益	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	41,904	41,904	7,147	149,390	2,748,833
当期変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	-	-	166,878
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	123,647
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	320,732
自己株式の取得	-	-	-	-	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	63,511	63,511	-	93,572	157,084
当期変動額合計	63,511	63,511	-	93,572	454,171
当期末残高	21,607	21,607	7,147	55,817	3,203,004

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,125,760	25,010
のれん償却額	185,848	54,092
減価償却費	41,563	42,765
敷金償却費	2,816	6,474
株式報酬費用	205,477	198,075
減損損失	1,133,159	153,179
投資有価証券評価損益(は益)	54,257	6,222
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,388	24,518
受注損失引当金の増減額(は減少)	45,140	22,795
受取利息	210	518
助成金収入	286	-
受取手数料	283	-
支払利息	20,447	21,075
支払手数料	16,082	4,166
支払保証料	3,944	6,844
有形固定資産売却損益(は益)	198	-
売上債権の増減額(は増加)	187,949	158,666
破産更生債権等の増減額(は増加)	3,388	266
前払費用の増減額(は増加)	103,453	79,832
長期前払費用の増減額(は増加)	4,003	96,735
未払金の増減額(は減少)	201,707	32,828
未払消費税等の増減額(は減少)	24,643	163,289
契約負債の増減額(は減少)	107,293	347,993
その他	117,976	41,719
小計	261,390	943,381
利息及び配当金の受取額	210	518
助成金の受取額	286	-
手数料の受取額	283	-
利息及び保証料の支払額	27,209	20,938
法人税等の支払額	37,270	22,482
営業活動によるキャッシュ・フロー	325,088	900,478
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	46,714	57,617
有形固定資産の売却による収入	1,114	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 49,416	-
敷金及び保証金の差入による支出	332,753	-
敷金及び保証金の回収による収入	336,579	5,763
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	2,156	2,177
出資金の払込による支出	-	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	89,033	49,686

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	100,000
短期借入金の返済による支出	207,506	1,660
長期借入れによる収入	1,080,997	400,000
長期借入金の返済による支出	1,488,985	554,476
預り保証金の受入による収入	300,000	-
シンジケートローン手数料の支払額	3,246	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	39,237	122,911
自己株式の取得による支出	50	2
非支配株主からの払込みによる収入	407,847	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	² 127,389	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	905	66,773
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	413,217	917,565
現金及び現金同等物の期首残高	4,240,577	3,827,359
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 3,827,359	¹ 4,744,925

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社エモーションテック

株式会社RightTouch

アジト株式会社

株式会社CODATUM

連結の範囲の変更 2023年12月26日付で当社は会社分割（新設分割）により株式会社CODATUMを新たに設立したことに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...未払金

ヘッジ方針

為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、振当処理を採用しているものについては、その判定を以て、有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数(6～10年)で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっています。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるSaaS事業において、顧客との契約から生じる収益は、プロダクトの提供に係るプロダクト収益とプロフェッショナルサービスの提供に係るサービス収益に分類されます。いずれの収益に関しても、月額基本料等のプロダクト及びサービスを継続的に提供することにより生じる収益は、顧客に移転されるプロダクト及びサービスの提供期間に応じ月次で収益を認識しております。プロダクトの初期導入に係る収益や一時的なスポットのサービス提供に係る収益は作業を完了することで履行義務を充足する取引と考えられるため、一時点で収益を認識しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	339,833	143,579

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものであるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。固定資産のグルーピングは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候が存在すると判定された場合は、当該資産グループの割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、対象会社の将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

なお、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社エモーションテックののれんについては、営業損益が継続してマイナスであるため、のれんを含む資産グループに減損の兆候を認識しております。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否を判定し、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較した結果、のれんを全額減損処理しております。

また、当連結会計年度において、連結子会社であるアジト株式会社ののれんについては、のれん償却額を含む営業損益が継続してマイナスであるため、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断し、減損損失の認識をしておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りに関し、同社の中期事業計画を基礎としております。中期事業計画に用いた主要な仮定として、一顧客当たりの獲得費用、顧客の解約率、顧客数、顧客当たり単価等を基礎にし、継続的な売上高の増加を織り込んでおります。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、同社の売上高が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	33,225	434,334

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に従って、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。また、繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類、将来加算一時差異の解消見込額、タックス・プランニングも含む将来の課税所得に基づいて判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得見積りは、事業計画を基礎として見積もっておりますが、当該事業計画に含まれるARRの拡大予測やプロフェッショナルサービスの新規獲得の予測には不確実性を伴います。そのため、これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「破産更生債権等」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行なっております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた117,387千円は、「破産更生債権等」3,388千円、「その他」113,999千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「ポイント還元収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行なっております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,383千円は、「ポイント還元収入」2,570千円、「その他」813千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「譲渡制限付株式費用関連」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行なっております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた9,057千円は、「譲渡制限付株式費用関連」515千円、「その他」8,542千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「長期前払費用の増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行なっております。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた113,973千円は、「長期前払費用の増減額」4,003千円、「その他」117,976千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

実行可能期間付タームローン契約及び金銭消費貸借契約とこれに係る財務制限条項

前連結会計年度(2023年9月30日)

当社は、今後の安定的な資金調達体制の構築及び既存借入金のリファイナンスを目的として、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約等を締結しております。なお、当該契約にはそれぞれ以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

(1) 実行可能期間付タームローン契約(本契約の相手先の名称：株式会社三菱UFJ銀行)

- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を2022年9月期の末日における純資産の部の合計額の50%以上に維持すること。
- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を1,000,000千円以上に維持すること。
計算式：現預金 - 有利子負債
- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における単体の貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を700,000千円以上に維持すること。
計算式：現預金 - 有利子負債

当連結会計年度末における実行可能期限付タームローンに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

実行可能期間付タームローン	1,000,000 千円
借入実行残高	600,000 千円
差引額	400,000 千円

(2) 金銭消費貸借契約(本契約の相手先の名称：株式会社りそな銀行)

- ・2025年9月期における連結の「調整後営業利益」を損失としないこと。
計算式：営業利益 + のれん償却額 + 株式報酬費用 + その他一時費用
- ・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期比50%以上に維持すること。
- ・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表に示される、現預金の金額から有利子負債を差し引いた金額を1,000,000千円以上に維持すること。

当連結会計年度末における借入残高は次のとおりであります。

当連結会計年度末の借入残高	428,600 千円	(うち1年内返済予定 142,800千円)
---------------	------------	-----------------------

当連結会計年度(2024年9月30日)

当社は、今後の安定的な資金調達体制の構築及び既存借入金のリファイナンスを目的として、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約等を締結しております。なお、当該契約にはそれぞれ以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

(1) 実行可能期間付タームローン契約(本契約の相手先の名称：株式会社三菱UFJ銀行)

- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を2022年9月期の末日における純資産の部の合計額の50%以上に維持すること。
- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を1,000,000千円以上に維持すること。
計算式：現預金 - 有利子負債
- ・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における単体の貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を700,000千円以上に維持すること。
計算式：現預金 - 有利子負債

当連結会計年度末における実行可能期限付タームローンに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

実行可能期間付タームローン	1,000,000 千円
借入実行残高	1,000,000 千円
差引額	- 千円

(2) 金銭消費貸借契約(本契約の相手先の名称：株式会社りそな銀行)

- ・2025年9月期における連結の「調整後営業利益」を損失としないこと。
計算式：営業利益 + のれん償却額 + 株式報酬費用 + その他一時費用

- ・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期比50%以上に維持すること。
- ・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表に示される、現預金の金額から有利子負債を差し引いた金額を1,000,000千円以上に維持すること。

当連結会計年度末における借入残高は次のとおりであります。

当連結会計年度末の借入残高	285,800 千円	(うち1年内返済予定 142,800千円)
---------------	------------	-----------------------

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高は、全て顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額及び受注損失引当金戻入額

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
受注損失引当金繰入額	45,140千円	22,795千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	2,999,839千円	3,411,900千円
広告宣伝費	633,642	526,780
のれん償却額	185,848	54,092

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業用資産	工具、器具及び備品	11,540
東京都港区	-	のれん	1,121,618
合計			1,133,159

(1) 減損損失の計上に至った経緯

当社グループは、工具、器具及び備品について、SaaS事業の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、11,540千円を減損損失として特別損失に計上しております。

株式会社エモーションテックの株式取得により発生したのれんについて、当初想定した収益の獲得が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,121,618千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フローを用いて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、使用価値はゼロとして算定しております。

のれんの回収可能価額については、将来の事業計画に基づく使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを20.5%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区他	事業用資産	工具、器具及び備品	11,018
東京都港区	-	のれん	142,161
合計			153,179

(1) 減損損失の計上に至った経緯

当社グループは、工具、器具及び備品について、SaaS事業の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、11,018千円を減損損失として特別損失に計上しております。

株式会社エモーションテックの株式取得により発生したのれんについて、当初想定した収益の獲得が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額142,161千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、使用価値はゼロとして算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	18,577千円	91,541千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	18,577	91,541
税効果額	5,688	28,030
繰延ヘッジ損益	12,888	63,511
その他の包括利益合計	12,888	63,511

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	38,606,900	736,717	-	39,343,617
合計	38,606,900	736,717	-	39,343,617

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加736,717株は、新株予約権の権利行使に伴う新株式発行による増加134,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加602,717株によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	63	1,354	-	1,417
合計	63	1,354	-	1,417

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,354株は、単元未満株式の買取りによる増加74株、譲渡制限付株式の取得による増加1,280株によるものです。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7,147
合計		-	-	-	-	-	7,147

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	39,343,617	1,287,327	-	40,630,944
合計	39,343,617	1,287,327	-	40,630,944

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,287,327株は、新株予約権の権利行使に伴う新株式発行による増加1,072,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加215,327株によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	1,417	132,215	-	133,632
合計	1,417	132,215	-	133,632

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加132,215株は、単元未満株式の買取りによる増加4株、譲渡制限付株式の取得による増加132,211株によるものです。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7,147
	合計	-	-	-	-	-	7,147

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	3,827,359千円	4,744,925千円
現金及び現金同等物	3,827,359	4,744,925

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

株式の取得により新たにアジト株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	261,005 千円
固定資産	26,727
のれん	202,700
流動負債	187,950
固定負債	65,443
非支配株主持分	11,415
取得価額	225,626
現金及び現金同等物	176,209
差引:取得のための支出	49,416

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本金増加額	236,104 千円	83,439 千円
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本準備金増加額	236,104	83,439

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
1年内	335,906	335,906
1年超	1,070,934	764,953
合計	1,406,841	1,100,859

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入及び第三者割当により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金については顧客の信用リスクに晒されております。

役員に対する長期貸付金及び従業員に対する長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式については当該企業の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、売掛金については、期日管理及び残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

役員に対する長期貸付金及び従業員に対する長期貸付金は、期日管理及び残高管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

非上場株式については定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

外貨建ての営業債務の一部については、為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	303,862	299,597	4,264
(2) 従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	6,406	6,322	84
(3) 役員に対する長期貸付金	10,007	9,868	138
資産計	320,276	315,788	4,488
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,375,168	1,369,906	5,261
負債計	1,375,168	1,369,906	5,261
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	60,397	60,397	-

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がないため、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	56,137

(*3) 為替予約等の振当処理によるものは、外貨建予定取引をヘッジ対象としており、その時価は先物為替相場によっております。

当連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	291,623	287,228	4,394
(2) 従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	4,229	4,171	57
(3) 役員に対する長期貸付金	10,007	9,878	128
資産計	305,859	301,279	4,580
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,220,692	1,214,222	6,469
負債計	1,220,692	1,214,222	6,469
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	31,143	31,143	-

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がないため、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	49,914

(*3) 為替予約等の振当処理によるものは、外貨建予定取引をヘッジ対象としており、その時価は先物為替相場によっております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,827,359	-	-	-
売掛金	980,467	-	-	-
敷金及び保証金	26,088	277,773	-	-
従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	2,177	4,229	-	-
役員に対する長期貸付金	-	10,007	-	-
合計	4,836,093	292,009	-	-

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,744,925	-	-	-
売掛金	1,139,133	-	-	-
敷金及び保証金	19,936	271,687	-	-
従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	2,199	2,029	-	-
役員に対する長期貸付金	-	10,007	-	-
合計	5,906,194	283,724	-	-

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,660	-	-	-	-	-
預り保証金	300,000	-	-	-	-	-
長期借入金	384,628	510,838	319,374	22,644	22,644	115,040
合計	686,288	510,838	319,374	22,644	22,644	115,040

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
預り保証金	300,000	-	-	-	-	-
長期借入金	699,666	408,766	13,140	13,140	13,140	72,840
合計	1,099,666	408,766	13,140	13,140	13,140	72,840

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債
前連結会計年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	60,397	-	60,397

当連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	31,143	-	31,143

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債
前連結会計年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	299,597	-	299,597
従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	-	6,322	-	6,322
役員に対する長期貸付金	-	9,868	-	9,868
資産計	-	315,788	-	315,788
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	1,369,906	-	1,369,906
負債計	-	1,369,906	-	1,369,906

当連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	287,228	-	287,228
従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	-	4,171	-	4,171
役員に対する長期貸付金	-	9,878	-	9,878
資産計	-	301,279	-	301,279
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	1,214,222	-	1,214,222
負債計	-	1,214,222	-	1,214,222

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

従業員に対する長期貸付金(1年内回収予定を含む)

従業員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金

役員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2023年9月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額56,137千円)については、市場価格がないため、記載していません。

当連結会計年度(2024年9月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額49,914千円)については、市場価格がないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2023年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
為替予約等の 振当処理 (予定取引)	為替予約取引				
	買建 米ドル	未払金	813,570	-	60,397
合計			813,570	-	60,397

当連結会計年度(2024年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
為替予約等の 振当処理 (予定取引)	為替予約取引				
	買建 米ドル	未払金	809,578	-	31,143
合計			809,578	-	31,143

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売費及び一般管理費	1,429	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社使用人 13名	当社監査役 1名 当社使用人 63名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 615,000株	普通株式 1,885,000株
付与日	2015年6月30日	2018年2月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年7月1日 至 2025年6月30日	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 35名	当社取締役 1名 当社監査役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,109,000株	普通株式 90,000株
付与日	2019年1月12日	2019年4月3日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年1月12日 至 2029年1月11日	自 2021年3月20日 至 2029年3月19日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 115名	当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 627,000株	普通株式 5,000株
付与日	2020年8月12日	2021年2月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(エ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(オ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>	<p>新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(イ)本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ)本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>(エ)その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年8月12日 至 2030年8月11日	自 2023年2月1日 至 2031年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	317,000	1,003,000	817,000
権利確定	-	-	-
権利行使	235,000	773,000	64,000
失効	-	-	5,000
未行使残	82,000	230,000	748,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	90,000	444,000	5,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	156,000	5,000
未行使残	90,000	288,000	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	33	100	603
行使時平均株価 (円)	634	743	675
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	603	1,142	3,795
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	1,430

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回から第6回までのストック・オプションの付与時点においては、当社株式は未公開企業であるため、

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)を基礎とした方法によっております。

(2) 第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラックショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権
株価変動性(注)1	40.10%
予想残存期間(注)2	6年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.102%

(注)1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 行使開始日から満期までの平均残存期間によっております。

3. 直近事業年度における配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りがマイナスであることから無リスク利率は0%にしております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 526,980千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

642,529千円

(譲渡制限付株式報酬)

1. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型の内容

執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式

付与対象者の区分及び人数 (名)	当社執行役員 8名 当社従業員 38名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 448,674株
付与日	2022年12月19日
譲渡制限期間	<p>対象従業員は、 本割当株式の3分の1に相当する本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式A」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から2023年12月31日までの間(以下「譲渡制限期間A」という。)</p> <p>本割当株式Aを除く本割当株式の4分の1に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式B」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から2024年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間B」という。)</p> <p>本割当株式A及び本割当株式Bを除く本割当株式の3分の1に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式C」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から2024年12月31日までの間(以下「譲渡制限期間C」という。)</p> <p>本割当株式Aないし本割当株式Cを除く本割当株式の2分の1に相当する数の本割当株式(単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式D」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から2025年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間D」という。)</p> <p>残りの本割当株式(以下「本割当株式E」という。)につき、2022年12月19日(払込期日)から2025年12月19日までの間(以下「譲渡制限期間E」という。)、譲渡制限期間Aないし譲渡制限期間Eを総称して又は個別に以下「譲渡制限期間」という。)</p> <p>それぞれ、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。</p>

解除条件	<p>対象従業員が、譲渡制限期間A中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Aが満了した時点において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象従業員が、譲渡制限期間B中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Bが満了した時点において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間B中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Aの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間A中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を6で除した数に、本割当株式Bの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Bにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象従業員が、譲渡制限期間C中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Cが満了した時点において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間C中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Bの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間B中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を6で除した数に、本割当株式Cの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Cにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象従業員が、譲渡制限期間D中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Dが満了した時点において、本割当株式Dの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間D中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Cの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間C中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を6で除した数に、本割当株式Dの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Dにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象従業員が、譲渡制限期間E中、継続して、当社の執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Eが満了した時点において、本割当株式Eの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間E中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Dの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数(譲渡制限期間D中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。)を6で除した数に、本割当株式Eの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Eにつき、譲渡制限を解除する。</p>
------	--

取締役に対する譲渡制限付株式

付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 154,043株
付与日	2023年6月15日
譲渡制限期間	対象取締役は、2023年6月15日(払込期日)から2026年6月15日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
解除条件	対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点(なお、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、当該事業年度経過後三月を経過した日(2024年1月1日))をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式

付与対象者の区分及び人数 (名)	当社執行役員 10名 当社従業員 32名
------------------	-------------------------

株式の種類別の付与された株式数	普通株式 215,327株
付与日	2024年3月25日
譲渡制限期間	<p>対象役員は、 本割当株式の3分の1に相当する本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式A」という。）につき、2024年3月25日（払込期日）から2025年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間A」という。） 本割当株式Aを除く本割当株式の4分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式B」という。）につき、2024年3月25日（払込期日）から2025年12月31日までの間（以下「譲渡制限期間B」という。） 本割当株式A及び本割当株式Bを除く本割当株式の3分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式C」という。）につき、2024年3月25日（払込期日）から2026年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間C」という。） 本割当株式Aないし本割当株式Cを除く本割当株式の2分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式D」という。）につき、2024年3月25日（払込期日）から2026年12月31日までの間（以下「譲渡制限期間D」という。） 残りの本割当株式（以下「本割当株式E」という。）につき、2024年3月25日（払込期日）から2027年3月25日までの間（以下「譲渡制限期間E」という。） 譲渡制限期間Aないし譲渡制限期間Eを総称して又は個別に以下「譲渡制限期間」という。）、それぞれ、譲渡、担保権の設定その他の処分してはならない。</p>

<p>解除条件</p>	<p>対象役職員が、譲渡制限期間A中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Aが満了した時点において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象役職員が、譲渡制限期間B中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Bが満了した時点において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間B中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Aの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間A中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Bの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Bにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象役職員が、譲渡制限期間C中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Cが満了した時点において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間C中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Bの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間B中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Cの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Cにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象役職員が、譲渡制限期間D中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Dが満了した時点において、本割当株式Dの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間D中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Cの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間C中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Dの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Dにつき、譲渡制限を解除する。</p> <p>対象役職員が、譲渡制限期間E中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Eが満了した時点において、本割当株式Eの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間E中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Dの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間D中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を3で除した数に、本割当株式Eの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Eにつき、譲渡制限を解除する。</p>
-------------	---

(2) 事前交付型の規模及びその変動状況

費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	204,047千円	198,075千円

株式数

前連結会計年度末未確定残(株)	601,437
付与(株)	215,327
無償取得(株)	132,211
権利確定(株)	217,707
未確定残(株)	466,846

単価情報

	2022年12月付与 譲渡制限付株式	2023年6月付与 譲渡制限付株式	2024年3月付与 譲渡制限付株式
付与日における公正な評価単価(円)	785	779	775

2. 付与日における公正な評価単価の見積方法

2022年12月付与の執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式は、2022年11月7日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である705円及び2022年11月9日から2022年11月16日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げ)のうち、より高い金額としております。

2023年6月付与の取締役に対する譲渡制限付株式は、2023年5月24日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

2024年3月付与の執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式は、2024年2月21日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である775円としております。

3. 権利確定株式数の見積方法

事前交付型は、基本的には将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実績の没収数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	1,220,822千円	1,187,662千円
減価償却費	32,273	22,900
投資有価証券	20,880	22,785
ソフトウェア	243,060	272,242
減損損失	12,963	21,711
未払事業税	15,479	25,010
貸倒引当金	1,037	8,067
受注損失引当金	16,666	23,646
株式報酬費用	58,246	33,965
為替予約	-	9,536
未払金	-	52,459
その他	21,958	30,664
繰延税金資産小計	1,643,389	1,710,651
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	1,220,822	1,023,996
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	389,340	252,320
評価性引当額小計(注)1	1,610,163	1,276,317
繰延税金資産合計	33,225	434,334
繰延税金負債		
為替予約	18,493	-
繰延税金負債合計	18,493	-
繰延税金資産の純額	33,225	434,334
繰延税金負債の純額	18,493	-

(注) 1. 評価性引当額が333,846千円減少しております。この減少の主な内容は、当社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	100,099	94,030	45,079	83,222	178,499	719,891	1,220,822
評価性引当額	100,099	94,030	45,079	83,222	178,499	719,891	1,220,822
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	43,970	43,084	27,660	161,896	371,225	539,823	1,187,662
評価性引当額	43,970	43,084	27,660	17,248	352,207	539,823	1,023,996
繰延税金資産(2)	-	-	-	144,648	19,018	-	163,666

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金1,187,662千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産163,666千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	-	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	38.6%
住民税均等割	-	19.5%
評価性引当額の増減	-	1,334.8%
税額控除	-	156.9%
株式報酬費用	-	130.4%
雑損失	-	47.5%
連結子会社の適用税率差異	-	17.3%
赤字子会社による税率差異	-	163.6%
のれん償却額	-	66.2%
のれん減損損失	-	174.0%
その他	-	4.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	808.2%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社及び連結子会社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社及び連結子会社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(2023年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、SaaS事業及び広告事業であります。広告事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略して記載しております。

(単位：千円)

	売上区分			合計
	プロダクト	サービス	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	7,335,082	679,717	10,551	8,025,351
一時点で移転される財又はサービス	-	608,236	50	608,286
顧客との契約から生じる収益	7,335,082	1,287,954	10,601	8,633,638
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	7,335,082	1,287,954	10,601	8,633,638

当連結会計年度(2024年9月30日)

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであり、製品及びサービスごとの顧客との契約から生じる利益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上区分			合計
	プロダクト	サービス	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,043,770	1,158,663	110,944	10,313,379
一時点で移転される財又はサービス	-	679,333	-	679,333
顧客との契約から生じる収益	9,043,770	1,837,997	110,944	10,992,713
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	9,043,770	1,837,997	110,944	10,992,713

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	710,444	980,467
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	980,467	1,139,133
契約負債(期首残高)	396,699	504,487
契約負債(期末残高)	504,487	852,480

契約負債は、主に顧客から契約期間分の月額基本料金を一括で受領すること等による前受収益に関するものであり、プロダクト及びサービスの提供期間にわたり取り崩されます。なお、前連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は396,699千円、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は503,332千円です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、SaaS事業及び広告事業であります。広告事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プロダクト	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	7,335,082	1,287,954	10,601	8,633,638

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プロダクト	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	9,043,770	1,837,997	110,944	10,992,713

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、SaaS事業及び広告事業であります。広告事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、SaaS事業及び広告事業であります。広告事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	高柳 慶太郎	(被所有) 直接0.7	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)1	119,999	-	-
役員	武藤 健太郎	(被所有) 直接0.6	当社取締役	資金の貸付(注)2 利息の受取	- 100	役員に対する 長期貸付金	10,007

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。
2. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	高柳 慶太郎	(被所有) 直接0.7	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)1	119,999	-	-
役員	武藤 健太郎	(被所有) 直接0.3	当社取締役	資金の貸付(注)2 利息の受取	- 100	役員に対する 長期貸付金	10,007

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。
2. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	65.89円	77.54円
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失()	53.92円	8.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	7.85円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株あたり当期純損失であるため、記載していません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株あたり当期純利益又は 1株あたり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失()(千円)	2,108,610	320,732
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利 益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	2,108,610	320,732
普通株式の期中平均株式数(株)	39,103,231	40,059,692
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	813,990
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権2種類(新株予約権 の数 普通株式449,000株)	新株予約権2種類(新株予約権 の数 普通株式288,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,660	100,000	4.00	-
1年以内に返済予定の長期借入金	384,628	699,666	1.67	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	990,540	521,026	1.40	2025年～2035年
合計	1,376,828	1,320,692	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	408,766	13,140	13,140	13,140

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,531,780	5,264,996	8,062,600	10,992,713
税金等調整前四半期 (当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失() (千円)	27,670	57,115	73,956	25,010
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益又は親会社株 主に帰属する四半期 純損失() (千円)	16,233	54,092	55,371	320,732
1株当たり四半期 (当期)純利益又は1 株当たり四半期 純損失() (円)	0.41	1.36	1.39	8.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	0.41	1.76	0.03	6.55

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,963,658	4,118,904
売掛金	1 813,788	1 963,483
前払費用	374,955	405,618
関係会社短期貸付金	1 300,000	1 180,000
その他	1 130,415	1 41,689
貸倒引当金	204,992	84,658
流動資産合計	4,377,825	5,625,037
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,227	26,227
減価償却累計額	26,227	26,227
建物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	181,966	223,883
減価償却累計額	124,369	163,156
工具、器具及び備品（純額）	57,597	60,727
有形固定資産合計	57,597	60,727
投資その他の資産		
関係会社株式	608,235	236,079
投資有価証券	56,137	49,914
敷金及び保証金	251,914	245,514
従業員に対する長期貸付金	4,229	2,029
役員に対する長期貸付金	10,007	10,007
関係会社長期貸付金	-	63,260
破産更生債権等	3,388	3,121
長期前払費用	113,940	63,589
繰延税金資産	-	393,333
貸倒引当金	3,388	3,121
投資その他の資産合計	1,044,465	1,063,729
固定資産合計	1,102,062	1,124,456
資産合計	5,479,888	6,749,493

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 364,000	2 642,800
未払金	1 656,140	1 657,371
未払法人税等	44,895	205,764
契約負債	432,315	744,087
債務保証損失引当金	-	100,000
1年内返還予定の預り保証金	300,000	300,000
為替予約	-	31,143
受注損失引当金	54,429	77,224
その他	268,257	426,512
流動負債合計	2,120,038	3,184,905
固定負債		
長期借入金	2 735,800	2 393,000
関係会社事業損失引当金	-	44,002
繰延税金負債	18,493	-
固定負債合計	754,293	437,002
負債合計	2,874,332	3,621,907
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,945,895	3,091,157
資本剰余金		
資本準備金	4,905,897	5,051,160
資本剰余金合計	4,905,897	5,051,160
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,295,009	4,999,991
その他利益剰余金	5,295,009	4,999,991
利益剰余金合計	5,295,009	4,999,991
自己株式	279	281
株主資本合計	2,556,504	3,142,045
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	41,904	21,607
評価・換算差額等合計	41,904	21,607
新株予約権	7,147	7,147
純資産合計	2,605,556	3,127,585
負債純資産合計	5,479,888	6,749,493

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	1	7,644,542	1	9,825,252
売上原価	1, 2	2,112,967	1, 2	2,966,230
売上総利益		5,531,575		6,859,021
販売費及び一般管理費	3	5,929,382	3	6,081,471
営業利益又は営業損失()		397,806		777,549
営業外収益				
受取利息	1	2,572	1	6,025
受取手数料	1	24,896	1	41,636
その他		870		1,750
営業外収益合計		28,339		49,411
営業外費用				
支払利息		17,329		14,624
支払手数料		16,082		4,166
為替差損		13,525		-
支払報酬料		2,000		9,563
譲渡制限付株式関連費用		-		38,819
その他		5,190		7,758
営業外費用合計		54,127		74,933
経常利益又は経常損失()		423,594		752,028
特別損失				
債務保証損失引当金繰入額		-		100,000
投資有価証券評価損		54,257		6,222
関係会社株式評価損	4	1,644,958	4	382,156
関係会社貸倒引当金繰入額		204,992		154,880
その他		-		44,002
特別損失合計		1,904,209		687,262
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		2,327,804		64,766
法人税、住民税及び事業税		3,804		153,545
法人税等調整額		-		383,797
法人税等合計		3,804		230,251
当期純利益又は当期純損失()		2,331,608		295,018

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		201,328	9.53	513,852	17.32
経費	1	1,911,638	90.47	2,452,378	82.68
売上原価		2,112,967	100.00	2,966,230	100.00

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
サーバー利用料(千円)	1,574,552	1,714,052
受注損失引当金繰入額(千円)	45,140	22,795
その他(千円)	291,946	715,530

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,690,028	4,650,030	4,650,030	2,963,400	2,963,400	228	4,376,430
当期変動額							
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	236,104	236,104	236,104	-	-	-	472,208
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,762	19,762	19,762	-	-	-	39,525
当期純損失()	-	-	-	2,331,608	2,331,608	-	2,331,608
自己株式の取得	-	-	-	-	-	50	50
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	255,866	255,866	255,866	2,331,608	2,331,608	50	1,819,925
当期末残高	2,945,895	4,905,897	4,905,897	5,295,009	5,295,009	279	2,556,504

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延 ヘッジ損益		
当期首残高	29,015	5,718	4,411,163
当期変動額			
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	472,208
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	39,525
当期純利益又は当期純損失()	-	-	2,331,608
自己株式の取得	-	-	50
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	12,888	1,429	14,318
当期変動額合計	12,888	1,429	1,805,607
当期末残高	41,904	7,147	2,605,556

当事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,945,895	4,905,897	4,905,897	5,295,009	5,295,009	279	2,556,504
当期変動額							
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	83,439	83,439	83,439	-	-	-	166,878
新株の発行 (新株予約権の行使)	61,823	61,823	61,823	-	-	-	123,646
当期純利益	-	-	-	295,018	295,018	-	295,018
自己株式の取得	-	-	-	-	-	2	2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	145,262	145,262	145,262	295,018	295,018	2	585,541
当期末残高	3,091,157	5,051,160	5,051,160	4,999,991	4,999,991	281	3,142,045

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延 ヘッジ損益		
当期首残高	41,904	7,147	2,605,556
当期変動額			
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	166,878
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	123,646
当期純利益又は当期純損失()	-	-	295,018
自己株式の取得	-	-	2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	63,511	-	63,511
当期変動額合計	63,511	-	522,029
当期末残高	21,607	7,147	3,127,585

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価値のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～5年

工具、器具及び備品 4～15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるSaaS事業において、顧客との契約から生じる収益は、プロダクトの提供に係るプロダクト収益とプロフェッショナルサービスの提供に係るサービス収益に分類されます。いずれの収益に関しても、月額基本料等のプロダクト及びサービスを継続的に提供することにより生じる収益は、顧客に移転されるプロダクト及びサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。プロダクトの初期導入に係る収益や一時的なスポットのサービス提供に係る収益は作業を完了することで履行義務を充足する取引と考えられるため、一時点で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方針

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...未払金

ヘッジ方針

為替変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、振当処理を採用しているものについては、その判定を以て、有効性の判定を省略しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する債権の帳簿価額を超えて当社が負担することとなる損失見込み額を計上しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社に対する投融資の評価

事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	608,235	236,079
関係会社短期貸付金	300,000	191,160
関係会社長期貸付金	-	63,260
貸倒引当金	204,992	59,873
債務保証損失引当金	-	100,000
関係会社事業損失引当金	-	44,002

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。また、引当金については、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準」に基づいて、損失負担見込額を計上しております。

将来の業績及び財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表における評価及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	393,333
繰延税金負債	18,493	-

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払報酬料」は、重要性が増したため、当会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前会計年度の損益計算書の組み替えを行っております。この結果、前会計年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた7,190千円は、「支払報酬料」2,000千円、「その他」5,190千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
短期金銭債権	355,994千円	215,032千円
長期金銭債権	-	63,260
短期金銭債務	63,726	55,416

2 実行可能期間付タームローン契約及び金銭消費貸借契約とこれに係る財務制限条項

前事業年度(2023年9月30日)

当社は、今後の安定的な資金調達体制の構築及び既存借入金のリファイナンスを目的として、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約等を締結しております。なお、当該契約にはそれぞれ以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

実行可能期間付タームローン契約（本契約の相手先の名称：株式会社三菱UFJ銀行）

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を2022年9月期の末日における純資産の部の合計額の50%以上に維持すること。

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を1,000,000千円以上に維持すること。

計算式：現預金 - 有利子負債

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における単体の貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を700,000千円以上に維持すること。

計算式：現預金 - 有利子負債

当事業年度末における実行可能期限付タームローンに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

実行可能期間付タームローン	1,000,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引額	400,000千円

金銭消費貸借契約（本契約の相手先の名称：株式会社りそな銀行）

・2025年9月期における連結の「調整後営業利益」を損失としないこと。

計算式：営業利益 + のれん償却額 + 株式報酬費用 + その他一時費用

・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期比50%以上に維持すること。

・各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表に示される、現預金の金額から有利子負債を差し引いた金額を1,000,000千円以上に維持すること。

当事業年度末における借入残高は次のとおりであります。

当連結会計年度末の借入残高 428,600千円（うち1年内返済予定 142,800千円）

当事業年度(2024年9月30日)

当社は、今後の安定的な資金調達体制の構築及び既存借入金のリファイナンスを目的として、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約等を締結しております。なお、当該契約にはそれぞれ以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

実行可能期間付タームローン契約（本契約の相手先の名称：株式会社三菱UFJ銀行）

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を2022年9月期の末日における純資産の部の合計額の50%以上に維持すること。

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における連結貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を1,000,000千円以上に維持すること。

計算式：現預金 - 有利子負債

・2023年6月期を初回とする各四半期の末日における単体の貸借対照表において、以下の計算式にて算出される金額を700,000千円以上に維持すること。

計算式：現預金 - 有利子負債

当事業年度末における実行可能期限付タームローンに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

実行可能期間付タームローン	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	- 千円

金銭消費貸借契約（本契約の相手先の名称：株式会社りそな銀行）

・ 2025年9月期における連結の「調整後営業利益」を損失としないこと。

計算式：営業利益 + のれん償却額 + 株式報酬費用 + その他一時費用

・ 各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期比50%以上に維持すること。

・ 各事業年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表に示される、現預金の金額から有利子負債を差し引いた金額を1,000,000千円以上に維持すること。

当事業年度末における借入残高は次のとおりであります。

当事業年度末の借入残高 285,800千円（うち1年内返済予定 142,800千円）

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	13,210千円	8,075千円
仕入高	121,887	309,024
営業取引以外の取引による取引高	27,143	47,210

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
受注損失引当金繰入額	45,140千円	22,795千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14%、当事業年度10%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86%、当事業年度90%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	2,467,147千円	2,717,139千円
広告宣伝費	687,038	453,076
地代家賃	288,320	262,820
減価償却費	38,232	38,787
貸倒引当金繰入額	3,388	27,417

4 関係会社株式評価損

前事業年度(2023年9月30日)

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社である株式会社エモーションテック1,634,958千円及び株式会社RightTouch10,000千円に係るものであります。

当事業年度(2024年9月30日)

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社である株式会社エモーションテック372,156千円及び株式会社CODATUM10,000千円に係るものであります。

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2023年9月30日)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額608,235千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

当事業年度(2024年9月30日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額236,079千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	764,169千円	592,209千円
減価償却費	27,184	22,390
投資有価証券	42,401	44,306
関係会社株式	503,686	712,562
ソフトウェア	225,283	228,226
未払事業税	12,582	22,503
貸倒引当金	63,806	26,400
受注損失引当金	16,666	23,646
株式報酬費用	58,246	33,965
関係会社事業損失引当金	-	13,473
債務保証損失引当金	-	30,620
未払金	-	52,459
為替予約	-	9,536
その他	11,261	27,900
繰延税金資産小計	1,725,289	1,840,200
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	764,169	428,543
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	961,119	1,018,323
評価性引当額小計	1,725,289	1,446,867
繰延税金資産合計	-	393,333
繰延税金負債		
為替予約	18,493	-
繰延税金負債合計	18,493	-
繰延税金資産の純額(は負債)	18,493	393,333

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年9月30日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年9月30日)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	14.9%
住民税均等割	-	5.9%
評価性引当額の増減	-	429.9%
税額控除	-	44.4%
株式報酬費用	-	50.3%
雑損失	-	18.4%
その他	-	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	355.5%

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	26,227	-	-	26,227	26,227	-	0
工具、器具及び備品	181,967	41,916	-	223,883	163,156	38,787	60,727
有形固定資産計	208,194	41,916	-	250,111	189,384	38,787	60,727

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

(注) 2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加(千円)	パソコン等	41,916
-----------	--------	-------	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	208,380	396,287	208,380	308,507	87,780
受注損失引当金	54,429	77,224	54,429	-	77,224
債務保証損失引当金	-	100,000	-	-	100,000
関係会社事業損失引当金	-	44,002	-	-	44,002

(注) 1. 貸倒引当金の金額は、貸借対照表上の流動資産及び投資その他の資産に対する貸倒引当金の合計額であります。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、子会社に対するデット・エクイティ・スワップの実行に伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://plaid.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第12期)(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2023年12月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年12月22日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2023年12月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2024年2月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

2024年2月27日関東財務局長に提出

2024年2月22日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 四半期報告書及び確認書

(第13期第1四半期)(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

2024年2月13日関東財務局長に提出。

(第13期第2四半期)(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

2024年5月10日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第12期)(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2024年1月18日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月19日

株式会社ブレイド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 浩次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブレイドの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブレイド及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ブレイドにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ブレイドの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産434,334千円が計上されており、連結総資産の5.9%を占めている。連結財務諸表注記（税効果会計関係）及び財務諸表注記（税効果会計関係）に記載されているとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は434,334千円であり、そのうち株式会社ブレイドの繰延税金資産は393,333千円と90.6%を占めており、特に重要である。</p> <p>繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に従って、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類、将来加算一時差異の解消見込額、タックス・プランニングも含む将来の課税所得に基づいて判断される。連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、将来の課税所得は事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれるARR（Annual Recurring Revenue）の拡大予測やプロフェッショナルサービスの新規獲得の予測には不確実性を伴う。そのため、これらの仮定に関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社ブレイドの繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ブレイドにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、事業計画の策定を含む将来の課税所得の見積りの策定プロセスに係る内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の評価 将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の策定に採用された仮定の適切性を検討するため、その根拠について予算策定の実務責任者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>将来のARRの拡大予測及びプロフェッショナルサービスの新規獲得予測の合理性を評価するため、過去の実績からの趨勢分析を行うとともに、外部調査機関が公表する市場予測レポートが示す市場成長率と比較した。</p> <p>過去の事業計画の達成状況と差異原因の検討を実施するとともに、過去の達成状況を踏まえて、事業計画の実現可能性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ブレイドの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ブレイドが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな

い。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

株式会社ブレイド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 浩次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブレイドの2023年10月1日から2024年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブレイドの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ブレイドの当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産393,333千円が計上されており、総資産の5.8%を占めている。財務諸表注記（税効果会計関係）に記載されているとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は393,333千円である。</p> <p>繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に従って、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類、将来加算一時差異の解消見込額、タックス・プランニングも含む将来の課税所得に基づいて判断される。財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、将来の課税所得は事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれるARR（Annual Recurring Revenue）の拡大予測やプロフェッショナルサービスの新規獲得の予測には不確実性を伴う。そのため、これらの仮定に関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社ブレイドにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。